

第八十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十二号

昭和五十三年四月二十一日(金曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

- 委員長 野呂 恭一君
理事 中島源太郎君 理事 武藤 嘉文君
理事 山崎 拓君 理事 山下 徳夫君
理事 岡田 哲児君 理事 渡辺 三郎君
理事 鹿野 道彦君 理事 粕谷 茂君
理事 藤内 修治君 理事 佐々木義武君
理事 田中 正巳君 理事 橋口 隆君
理事 西銘 順治君 理事 加藤 清二君
理事 渡辺 秀次君 理事 武部 文君
理事 上坂 昇君 理事 長田 武士君
理事 中村 重光君 理事 安田 純治君
理事 玉城 栄一君
理事 大成 正雄君

出席政府委員

- 通商産業大臣 河本 敏夫君
通商産業政務次官 野中 英一君
通商産業大臣官房審議官 島田 春樹君
通商産業省機械情報産業局長 森山 信吾君
通商産業省生活産業局長 藤原 一郎君
資源エネルギー庁長官 橋本 利一君
資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

委員外の出席者

- 防衛施設庁施設部連絡調整官 広田 徳久君
大蔵省主計局主計官 佐藤 浩君
大蔵省理財局特別財産課長 松岡 宏君
水産庁研究開発部漁場保全課長 伊賀原弥一郎君

運輸省海運局長 棚橋 泰君
参事 考 人 猪口 猛夫君
参事 考 人 海難防止協合理事長 松尾 金蔵君
参事 考 人 (財団法人日本タンカー石油備蓄協会理事長) 江口 裕通君
参事 考 人 (石油開発公社) 佐藤淳一郎君
参事 考 人 (石油開発公社) 藤沼 六郎君
参事 考 人 (石油開発公社) 室長 商工委員会調査

委員の異動

- 四月二十日
辞任 田中 六助君 補欠選任 佐々木義武君
安田 純治君 三谷 秀治君
大成 正雄君 甘利 正君
同日 辞任 佐々木義武君 補欠選任 田中 六助君
三谷 秀治君 安田 純治君
甘利 正君 大成 正雄君
同日 辞任 小川 平二君 補欠選任 佐々木義武君
大成 正雄君 山口 敏夫君
同日 辞任 山口 敏夫君 補欠選任 大成 正雄君

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件

特定機械情報産業振興臨時措置法案(内閣提出第七一号)
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)
計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(参議院送付)
石油開発公社法及び石油炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○野呂委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特定機械情報産業振興臨時措置法案、内閣提出、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件、参議院送付、内閣提出、計量法の一部を改正する法律案、以上三案件を議題といたします。

順次提案理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

特定機械情報産業振興臨時措置法案
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件
計量法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○河本通商産業大臣 特定機械情報産業振興臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
わが国機械工業は、資本の自由化等経済の国際化の進展する中において、わが国経済の発展の原動力たる産業の一つとして比較的確調な発展を遂げてまいりました。
しかし、近年、設備投資や在来型耐久消費財に

対する需要の鈍化、資源・エネルギー制約の強まり、労働力需給基調の変化、技術導入の困難化等の新たな経済情勢の変化が進展する中において、機械工業の実態を見ますと、依然として種々の課題を抱えていることが指摘できます。すなわち、第一に、技術先端の機器分野における技術水準はなお十分ではなく、また、総じて経営力も脆弱な状況にあり、これらの克服が肝要となっていること

第二に、一部の電子部品等の分野では、近隣発展途上国の追い上げを受けつつあり、これに対応して、品質、性能の向上等の合理化努力が一層図られねばならなくなっていること
第三に、安全問題、公害問題のみならず、省資源、省エネルギーなどの新たな社会的要請に円滑に対応が求められ、必要と機械の開発等積極的な対応が求められていること
などでありま。

さらに、わが国の機械工業においては、ソフトウェア面での技術のおくれが特に大きく、今後、広範な分野で複合化、システム化された機器の供給が求められていくことを考慮いたしますと、ソフトウェアの中核的担い手たる産業の育成も急務となっております。

このような情勢にかんがみ、政府は、昨年、産業構造審議会に対し、今後の機械情報産業政策のあり方等について検討を依頼し、十一月に中間答申を得ております。

本法案は、この中間答申の趣旨に沿って、従来の特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法にかわり、新たに昭和六十年代に向けての経済的社会的要請にこたえる機械情報産業政策の柱となるものとして立案されたものであります。

以下、本法案の要旨につきまして御説明申し上げます。
まず、本法案の目的は、特定機械情報産業につ

いて、生産技術の向上、生産の合理化等を促進することにより、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与し、あわせて国民生活の向上に資することであります。

次に、本法案により振興を図るべき対象となる特定機械情報産業としましては、試験研究、工業生産の開始等または生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器や危害の防止、生活環境の保全、資源の利用の合理化、機械工業の基盤の強化に資するため、試験研究、工業生産の開始等または生産の合理化を特に促進する必要がある機械として政令で指定するものを製造する事業及びソフトウェア業を取り上げることとしたしております。

これらの事業について、主務大臣は、特定機械情報産業相互の関連に留意しながら、高度化計画を策定することとし、また、高度化計画に定める目標の達成のため、必要に応じ次のような振興措置を講じることができるといたしております。

第一は、機械工業を営む者に対し、規格の制限等に係る共同行為の実施のための指示が行えることとであります。この場合において、独占禁止法の精神に照らし、その運用は特に慎重に行うという見地から、それぞれについて必要な手続及び要件を規定しております。

第二は、機械工業またはソフトウェア業を営む者が高度化計画に定めるところに従って実施している事業共同化等に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるような大規模な事業の開始等を行うとすることを、その時期の変更等の勧告を行うことができるものとしております。その際にも、勧告を受ける者の意見を聞くこと等一定の慎重な手続を経ることとしております。

第三に、政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保に努めることとしているほか、工業生産の開始等を特に促進すべき機械器具であつて高度な複合化が図られたもののうち、そ

の普及を特に促進する必要があるものについて、所要の税制措置を講ずるよう努めることとしております。

その他、本法案は、七年間の限時法とすること、本法案の適正な運用を確保するため審議会へ諮問すること等の所要の規定を設けております。以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、審議御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

繊維製品検査所は、全国に十の本所、十九の支所、出張所を置き、繊維製品について通商産業行政上必要な検査、商品テスト等を行っておりますが、当初輸出検査を主体に発足したため、北海道には事務所を置いておりません。

近年、商品に関する消費者の苦情の増加に伴い、北海道においても種々の商品テストの実施、商品テスト技術情報の提供等の要請が増大してきており、北海道に繊維製品検査所の出張所を設置して、繊維製品の検査体制の整備を図ることにより、消費者保護行政の充実を図る必要があります。

本件は、北海道札幌市に鶴岡繊維製品検査所出張出張所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、計量法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

計量に関する制度は、貨幣制度とともに経済社会活動の基本をなすものでありまして、計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保するための諸規定を定めております。今回の改正は、最近における計量単位を取り巻

く国際的な動向、公害規制の進展に対応した適正な計量の確保の要請等にかんがみ、計量単位、計量器等に關して所要の改正を行うとするものであります。昭和五十一年十二月に計量行政審議会の答申を得て以来、その趣旨に沿って改正を慎重に検討してまいりました結果、ここに成果を得ることができましたので提案することとした次第でございます。

次に、本法案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、計量単位に関する改正でございます。計量単位の国際法にかんがみ、国際度量衡総会の決議、日本学術会議の意見等に従って、物質質量及び電気のコンドクタンスの計量単位を新たに規定するとともに、圧力、粘度、濃度、放射能、照射線量及び吸収線量の計量単位を追加することとしております。

第二は、計量器の定義の拡大でございます。公害規制等に關連して使用される流量計及び流速計の信頼性の確保を図るため、これらを計量法上の計量器として追加して同法の規制対象とすることとしております。

第三は、手数料の最高限度額の改定でございます。最近における経済情勢の変化等にかんがみ、製造事業登録手数料等の適正化を図るため、手数料の最高限度額に関する規定について所要の改定を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○野呂委員長 以上で三案件についての提案理由の説明は終わりました。

三案件に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○野呂委員長 内閣提出、石油開発公団法及び石油炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律

案を議題といたします。

本日は、参考人として、石油開発公団理事江口裕通君及び佐藤淳一郎君、財団法人日本タンカー石油備蓄協会理事長松尾金蔵君、社団法人日本海難防止協合理事長猪口猛夫君、以上四名の方々が御出席になっております。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 これから四十分程度質問するわけですが、実は申し上げたような時間的な制約があります。したがって、端的にお尋ねをいたしますから、お答えもそういうつもりで、詳細にわたつてはまた改めてお尋ねをいたしますから、端的にお答えをいただきたいと存じます。

大蔵省が時間的な関係があるようでございますからお伺いするのですが、長崎県の西彼杵郡の西海町横瀬という米軍基地があるのですが、その横瀬基地の返還を求めて横瀬石油備蓄基地として払い下げを受けた、それは西海石油共同備蓄会社というところで、もちろんこれは土地代は石油開発公団が半額を出資をする、建設費は八〇%公団が融資をするというふうなことで、国策による備蓄になるわけですが、何しろ返還基地は十九町歩で、民有地を六十四町歩購入をしなければならぬという関係から、賛成と反対と真つ二つに分かれて簡単にいきそうにもないということでございますし、漁業権の補償の問題等いろいろ複雑な様相で、地元も非常に混乱をしておるようでございまして、そこで通産省からそれぞれ御説明をいただきたいと思つております。

○松岡説明員 大蔵省の関係を最初にお答えさせていただきます。

本件に關しましては、昨年の七月に西海石油共同備蓄株式会社より本件土地についての米軍からの返還手続依頼書が提出されました。これを受けまして昨年の九月十九日に国有財産北九州地方審議会に諮問をいたしました。その方向で進めてよろうという審議会の答申を得たところでござい

ます。

現在所要の手続が順調に進んでおりまして、大蔵省の関連する部分の手続といたしましては、防衛施設庁にお願いいたしまして、米軍側へ返還の提案をお願いしているところでありまして、関係方面の円滑な調整が進み、手続を完了し次第、所要の払い下げを実現したい、こういう構えでございます。

○中村(重)委員 関連しますから、防衛施設庁から続いてお答えをいただきます。——来てないのか。それじゃ通産省。

○橋本(利)政府委員 御指摘の西海の石油共同備蓄会社は、新潟に次ぐ第二番目の共同石油備蓄会社として準備を進めておるわけでございますが、まず、土地につきましては、米軍用地の一部返還につきましては、ただいま大蔵からお話がございますようにその手続を進めておるという段階でございます。それから民有地につきましては、長崎県の土地開発公社がその直営事業として土地を買収し、造成を行った後、この共備会社が譲り受けるということになっておりまして、長崎県の土地開発公社は現在土地買収をするための事前調査等を進めておる、こういう状況でございます。

米軍の関係でございますが、本年の二月の二十八日に、アメリカ側から、横瀬貯油所内に所在するタンクの移設等についての条件を前提として日本側に返還する旨の回答がなされ、日本側といたしまして、米側の条件を検討した結果、受け入れることが適切であるということで、現在その手続を進めておる、こういう段階であります。

○田辺説明員 ただいま御説明したとおりでございますが、本年の三月に、ある種の条件を付してそれを受け入れるならば返還するというところでございまして、現在その条件が受け入れられるかどうかを申請者に照会中でございます。その回答あり次第、速かに対米折衝に入りたいと思っております。

○中村(重)委員 先ほどもちょっと触れたのだけれども、反対は民有地の買収を求められておる人だらうと思うのですけれども、この人たちが二十

名反対、それから横瀬の東部落は百七十戸あるのですが、私の調査によると、半数が反対し、残りは半数は条件賛成というのかな。その条件というのは、土地を高く買ってくれ、それから農地を買収されるわけですから、結局生活の問題がかかってくるわけで、自分たちを雇用してほしいというところなんです。現段階でまだはつきりしてない面もあるのですけれども、ひとつ可能な限りお答えをいただきたい。

それから、漁業権の補償の問題があるわけなんです。これは西海石油共同備蓄会社がその補償費は出すことになるのだからと思うのでございませうけれども、これもまた漁協との間で非常に混乱をすることが予想されているわけですから、これらの点に対して国はどう対応していこうとするのか、お答えをいただきます。

○橋本(利)政府委員 まず、民有地の手当てにつきましては、先ほど申し上げましたように県の土地開発公社が譲り受けを受けて造成するというところになっておりますので、私の方としても県の方ともよく連絡をとってみたいと思います。

それから、漁業との調整の問題でございますが、これは共備会社と申しますか、民間の備蓄というところになるわけでございしますので、当然第一次的には共備会社と地元住民あるいは漁協との話し合いになるかと思いますが、その話が円滑に進むように私たちも協力したいと思っております。

○中村(重)委員 それでは、この点は一応これで終わります。

次に、大陸棚の開発の問題あるいは損害補償の問題だとかあるいは公害問題その他、それからエネルギー政策の基本的な考え方等広範にわたってお尋ねをしたいのですが、先ほど申し上げたように時間的な制約があります。

当面問題になっているし、私どもが審議をする上にとつて本法案に直接関係がありますタンカー備蓄の問題についてお尋ねをするのですが、タンカー備蓄は陸上の貯蔵タンクの設備を完備するまでの臨時的な備蓄であらうと思うのでございませう

が、この点いかがですか。

○橋本(利)政府委員 タンカー備蓄につきまして、公団備蓄の一環として考えております。いわゆる石油開発公団による備蓄のための恒久設備が整備されるまでの間のつなぎ措置という位置づけでございます。

○中村(重)委員 運輸省にお尋ねをするのですが、タンカー備蓄は、海運とか造船不況の対策といたった点からこれを推進しようということ、通産省との連携の中で取り組んでいるのだらうと思うのでございませうが、タンカー備蓄の安全性といたつたような点を運輸省はどのように配慮しているのか、伺います。

○橋本説明員 先生御指摘のように、ただいま通産省と協力をいたしましてタンカー備蓄が円滑に進むようにいろいろ努力をいたしております。

安全性の問題につきましては、一般論といたしまして、今回行おうといたします備蓄は、タンカーを乗組員を配乗いたしましたまま、船舶の運航と同様な状態において錨泊させて備蓄に使用しようとするものでございしますので、こういう形においては、通常の船舶の運航の状態と原則的に同じでございますので、その点につきましては、一般的に安全は十分確保されるというふうに考えております。

ただ、原油を満載いたしましたタンカーを長期にわたって錨泊させるわけでございしますから、当然それに伴います特殊な事情ということもあらうかと思ひます。この点につきましては、現在通産省の方が中心になられまして、関係の向きに安全性についてさらに念には念を入れた対策というものの検討を進めておられるところでございませう。

○中村(重)委員 これからお尋ねすること、きょうお見えたいております財団法人の日本タンカー石油備蓄協会の理事長さん、社団法人日本海難防止協会理事長さんに関連をいたしますことは、私が特に名指しをして質問いたしませんでも、それぞれお答えいただきたいというようにお願いをしておきます。

橋本長官、この二年間に二百五十万キロリッター程度を陸上タンクに貯蔵することができると同僚委員の質問に答えているわけですが、五十七年度までに一千万キロリッターの計画があるわけですね。そうすると、この陸上貯蔵タンクの完成時といふものをいつごろに置いているのか。これは五十七年に置いておられると云えばそう説明の中からは、それのだけれども、立地難ということで大変なことから、その可能性ということについてお聞かせください。

○橋本(利)政府委員 当面公団で一千万キロリッターの備蓄をやるという点は御指摘のとおりでございますが、その事業計画といたしましては、五十五年度におきまして二百五十万キロリッター、五十六年度で六百二十五万キロリッター、五十七年度で三百七十五万キロリッター、合計いたしまして千二百五十万キロリッターの能力を持つタンクを設置いたしまして、それに対して一千万キロリッターの油を貯蔵しよう、こういう計画でございます。

まず、千二百五十万キロリッターのタンク用地が必要になるわけでございしますので、現在、陸上タンクでやる場合には三つぐらゐのプロジェクトにならうかと思っております。このプロジェクトに対する候補地といたしましては、現在数カ地点リストアップされておまして、これよりもはるかに多い能力を持ち得る候補地点を準備しておるわけでございませう。それそれにつきまして現在地元と交渉するとかやっておりますが、できるものからスタートしていきたいということでございまして、まずまず計画どおりに千二百五十万キロリッターのタンクの建設は可能である、私はかように考えております。

○中村(重)委員 私どもも備蓄法に賛成をしたという立場があります。また、エネルギーの安全保障といった点からいまして、備蓄は当然やらなければならぬという考え方は政府と変わらな。ただ、安全性、いわゆる地域の環境問題、それらのことを第二義的に考えて、手を挙げたから

すぐ飛びついていこう、たとえば原子力船「むつ」の問題で佐世保の辻市長が手を挙げたようなああいう不見識な取り組みということをやってはいけない、やはり何よりも環境問題、安全問題、その点からいって立地が適当であるかどうかということを考えて対処していくということではなければならないということを強く申し上げておきたいと思えます。

それから、タンカー備蓄は五十三年度五百万キロリッターを予定しておるようですが、いま折衝しておるのはどこですか。

○橋本(利)政府委員 タンカリーの錨泊地の選定に当たりましては、昨年の暮れ以来、運輸省あるいは水産庁の協力を得まして寄り寄り検討いたしておるわけでございます。まず、全体で二十カ地点ほど候補地点を選びまして、既存資料によりましてこういふ地点における海象、気象条件といった自然条件、あるいは海上交通量あるいは漁業活動といったような社会的条件等も審査いたしまして、現在具体的な数カ地点につきまして調査を始めておる、こういう段階でございまして、いまの段階で、橋湾につきましては先日来お話が出ておりますが、その他の地点におきましてはまだ十分検討が進んでおりませんので、いまの段階で申し上げることは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○中村(委員) 何しろタンカー備蓄というのは初めてのケースですね。世界的にも例はないのだからと私は思っているわけですが、そういう点から安全基準というものの、また国内における海難防止であるとかあるいはその他安全関係の法律は何本があるわけですけども、タンカー備蓄を構想してつくられた法律というものは実はないわけです。その点から言えば不十分であるということが言えると考えます。いま運輸省はタンカー備蓄というのは通常の運輸と変わないのだから安全だなんて、とんでもないような、権威ある委員会における答弁としては全くいまだきかねる答弁であるわけです。運航しているのは、予定の時間帯

でもって、そして速力なんかもそういうことによつて運航している。ですけれども、タンカー備蓄というのは湾の中に係留をするわけですから、そして通常は片エンジン、それから緊急の場合は両エンジン、それから台風の場合は離脱する、そういう端的に言えば半固定の状態ということですよ。してみると、通常の運航の状態だなんというふうな考え方というのは、私は、安全というものを軽視するもはなはだしきということを指摘しなければならぬというように考えるわけです。

そこで、きょうは参考人もお見えでございますから、参考人からも、たとえば海難防止協会に対しては政府の方から委託をしていますが安全について検討を続けておるといふことでございますから、ただいま私が申し上げましたことに対して反論でもあれば結構でございます。また、私が申し上げたことは重視すべきであるといふことで、検討を要するといふことで検討を進めていることだと思えますから、それらの中身についてもお答えをいただきますといふ存じます。

○猪口参考人　ただいま先生からお話のありましたことはごもつともでございますが、私の方でただいま勉強しております内容は、タンカー備蓄のうちの錨泊技術に関する調査研究をやっているわけでございます。何分にも、この話が私の方の協会に参りましたのが三月の初めでございまして、非常に結論を急がれておりますので、果たして私たちの協会の能力でできるかどうか、まことに心配している。この協会の協議したわけでございますが、幸いにも、私の方は本年で二十周年を迎えますが、その間におきまして、この錨泊技術に関する安全性の問題につきまして十五項目にもわたる調査研究報告書がもうでき上がっておりますのでございます。それらを基礎にいたしますと、せつかくの御要望でございますので、何とか御要望にこたえることができるであろうというようなことで、斯界の権威ある方々に御相談いたしましたして、調査委員会をつくり、目下鋭意勉強していただいているところでございます。

先ほど先生がおっしゃいましたことに関連いたしましたしてお話し申し上げますれば、それらの資料に基づいて勉強されておる現段階では、既存の資料を基礎としたこの種の問題については安全性は確保されるということでございますが、何分にも報告書等で時間が経過しておりますし、現場等のその後の変化、それらもつづさに勉強せなければならぬ問題が多々あると思うわけでございまして。要するに、現地における実情調査を行ひまして、それらの現在中間的に勉強されておる安全性が確認されているかどうかということを速やかにやる必要があるとうかがわれる次第でございまして。

○中村實^{（委員）} いま猪口参考人からはお聞きになったようなお答えなんですが、松尾参考人、備蓄協会の立場からの考え方を聞かせただけですねか。

○松尾参考人 お答え申し上げます。

ただいま中村先生の御質問に対して各参考人からの御説明をしたことと重複するかもしれませんが、私どものタンカー備蓄協会の仕事は、泊地の選定とそれに伴う安全の確保というところでございますから、その安全の確保ということについては、先ほど来答弁のありましたようなことであらうと私どもも推測いたしております。しかし、現地の事情にびつたり合ったような安全確保が必要であるという意味で、特にいま参考人からお話のありましたような海難防止協会に特別のお願いをしておるわけでございます。これで十分満足のいく安全な回答を得うると確信いたしております。

○中村(重)委員 通産大臣にいまからお尋ねすることについては、先般の委員会でも考え方をお聞かせいただいたわけですが、大臣もいま海難防止協会の方からのお答えをお聞きになったわけです。急いで結論を求められている、錨泊技術は幸いにして十五項目でできているが、目下鋭意勉強中であるということなのでして、慎重の上にも慎重を期してもらわなければならない。同僚委員の質問に対して大臣もお答えになったのですが、橋本

長官から拙速は適當ではない、慎重を期して対処してきたいというお答えも出ているわけです。そうした一連の参考人あるいは政府側の答弁を聞きまして、まだ結論が出ていない。その結論も出ていないのに対して、特定の地域、たとえば長崎県、の橋湾にタンカー備蓄を要請をした。私は、まだその段階ではないのではないか、そうあつてはならないというように感じるのです。もっと安全という点について慎重の上にも慎重を期して、検討には検討を加えて、これなら大丈夫だという確信を持ち、その上に立つて要請をしていくということとでなければならぬと思うのです。

なないので、こういうことを考えているがどうだろうかという打診程度だというお答えがあるいは返ってくるかもしれません。しかし、現地はそうではないのです。知事の方から、正式に、漁連であるとか関係の漁協に問題を持ち込んでいます。地域住民も、その賛成、反対ということで大混乱を起しているんですよ。そうした要請を受けた当該地元においては、事態はどんどん進んでいる。しかし、国会においてこうした安全性の問題についてまだ不十分な点があるという質疑が行われ、政府の考え方ということを求める、それに對して慎重でなければならぬ、さらに勉強を続けていきたいという答えがあるわけですが、これらの点からいたしまして、横濱に協力を要請をしたということとは適當であつたのかどうか、まだその時期でなかったのではないかというお考え方はないのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○河本國務大臣　長崎県橋湾の問題についての御質問でございますが、県知事に対しては正式に要請をしたものではありませんで、専門家の意見をいろいろ聞いてみますと、橋湾は最も有力な諸条件を備えた適地の一つである、このように専門家の意見ではなっておりますので、そこで県知事に対して、事情が許せば前向きに検討してもらえないだろうか、こういう希望を表明をして、お願い

をしたわけでございます。

○中村(重)委員 大臣はそう言われるのだけれども、その専門家が私の質問に対して、目下鋭意勉強をしているのだということを答えておられる。そのことは何を意味するかという、政府の方から海難防止協会に対して検討を要請をした、大変急いで要請なので非常に困りになったということでは、いまのお答えからもうかがうことができたわけですが、しかし、できるだけその要請にこたえて、早く検討を加えて答えを出さなければならぬという考え方で対処しておられるのであらう、そのように私は考えるのです。だから、まだ専門家が大丈夫だということではゆるぎない太鼓判を押した、政府にはつきりした態度を示したということには至っていないのではないかとこのように考えるのです。

それから、これは新しい技術、三菱重工が開発をした洋上備蓄に対しても、運輸技術審議会からであったと思いますが、十一項目の安全指針というものが提言として出されている。それには二重底であるとか二重隔壁であるとかいうような形の区画も当然なければならぬ、安全面に相当留意しなければならぬということが、私も新聞報道で知る限りでも十分それを知ることができるところです。タンカー備蓄とは違ふんだ、こういう考え方があってもいいですね。ですから、私は、一方は固定をしている、片方は片エンジンであるとかある場合は両エンジンであるとかあるいは台風時に対しては離脱をするといったような、完全固定の状態ではないといったにしても、やはり係留であるということになってまいりますと、やはり同一線上のものであるという考え方の上に立って検討を加えていく必要があるのではないかとこのように考えますが、この点はいかがでしょう。

○橋本(利)政府委員 洋上備蓄につきましては、ただいま御指摘ございましたように、自治省の消防庁と運輸省の海上保安庁で安全指針を作成いたしました、この趣旨に基づいて現在安全基準を作成中ということでございます。

あわせて、先ほど御指摘になりましたタンカー備蓄の安全防災対策について若干補足させていただきます。

先ほど運輸省あるいは関係参考人からお話があったように、一般的な海上保安法規を遵守することは当然でございますが、このタンカー備蓄を始めるに当たりまして海難防止協会にいろいろと検討を依頼いたしておるわけでございますが、その概要をきいていただけておきたいと思っております。

一つは、船の管理体制の問題でございますが、各船の管理につきましては当然法規に基づいてでございますが、あわせて船全体としての集団管理の体制を整えたい、こういうことでござい

各船の管理に当たりましては、正規の定員を配備いたしまして当直体制をとりたい、あるいは機関その他の装置につきましても、常時稼働体制に置いておくというふうにしたいと思っております。

それから、集団管理に当たりましては、専門家が成る集団管理組織なるものをつくりまして、基地への進入、離脱の時期なりあるいは方法あるいはそれぞれの船の順序といったようなものもあらかじめ決めておきまして、万に備えたいというふうに思っております。

それから、環境保全のためにはビルジはスロップタンクにずっと貯蔵しておく、あるいは尿尿等のいわゆる生活廃棄物につきましては地方自治体の協力を得まして陸上施設で処理したい、通常言われる海洋汚染海上災害防止法に基づく処理以上に厳しい処理をいたしたいと考えております。

それから、走錯あるいは異常気象に対処するために、いかりの状態とか気象条件におきまして常時監視体制をつくる、あるいは荒天が予想される場合には、状況によっては事前に離脱する。その他オイルフェンス、油処理剤あるいは油の回収船等を備えた災害基地、こういったものを設ける必要があるのではなかろうか。

その他詳細は省略いたしますが、防火対策、漏油予防対策、衝突防止対策、常時訓練、こういった内容を持った基準というものをつくりまして、各立地点ごとに即応した安全防災体制を整備して実行に移したい、かように考えております。

○中村(重)委員 要請を受けた長崎県の経済部長が、橋湾に入れる際は係留タンカーを二重底にさせたい、半月程度で改造でき一隻数億円の金がいり内造船に入る、こう述べているわけですが、これは可能ですか。

○橋本(利)政府委員 現在のタンカーは、御指摘のように二重底が義務づけられておりません。本件備蓄に使用いたしますタンカーは、先ほど申し上げましたように、現在の一般的なタンカーを乗員を配備したまま使用しようというものでございまして、特設二重底を義務づけるということとは、現在のところとは考えておりません。

○中村(重)委員 運輸省は二重底は考えていない。ところが、部長が、ただいま私が申し上げたような私見であるとか何であらうとも、発言をしているということですが、それは何を意味するかというところになってまいりますと、そのままであれば不安であるという、その表明であるということに受け取らなければならぬ。だとしたら、ば、拙速であつてはいけぬ、慎重を期していくな、安全第一だということでありますれば、運輸省がいまお答えのように二重底は考えていないということではなくて、真剣にこの問題を含めて検討していく必要があるのではなからうかと私は思うのでありますが、この点は海難防止協会の猪口参考人からも御見解を伺いたしたいのですが、橋本長官からひとつ考え方を聞かせください。

○猪口参考人 二重底の問題につきましては、先ほど運輸省の方からお話があったとおりでございますが、現在問題になっております一例の橋湾につきましては、底質といい、水深といい、それからいままでに得ました気象、海象状況からいいますと、対象になつておるタンカーが錨泊すること

におきましては技術的に何ら心配がないわけでございます。それは先ほど申し上げました中間的な技術調査研究の段階においても出ておるわけでございます。その点は、二重底にしなければならぬとかどうかという問題は、全然問題にもなっていないわけでございます。ただ、いままで得ました底質あるいは水深、それから現地におきまして果たした私たちが得ている資料のとおりであるかどうかというところは、各委員が確認したいという希望を持っておりますので、現地調査を速やかにやりたいというだけのことでございます。われわれが得ておる資料におきましては、あらゆる技術的な検討の結果は安全であるという見解をいま示されているようでござい

○橋本(利)政府委員 運輸省からお答えしたとおりということになるかと思ひますが、いわゆる船舶構造につきましては船舶安全法によって保証されておるわけでございますので、私はその限りにおいて大丈夫だと思ひますが、それから、先ほど申し上げましたように、荒天が予想される場合には事前にその基地を離脱するといったような方途も考えておりますので、御懸念のようなことはないと思っております。

○中村(重)委員 参考人もいかに絶対的に安全だという印象を与える答弁なんです。また、船舶安全法によつて運輸省が答えたことと、ことだから安全だ、そして危険の際は離脱するんだ。十隻という船舶を組んでどこに行こうとするのです。どうして絶対安全ということが言えますか。衝突だつてないのですか。洋上備蓄の場合において、二重底にするとか二重隔壁にするとかいったようなことは、これからやるのはどうでなければならぬという考え方の上に立ってそうした提言もなされておるのではありませんか。だから、二重底を頭から否定するといったような考え方は、保安と安全を否定するものではないかという

ことを私は指摘したいのです。どこへ行くのです。十隻の船舶を組んで離脱する。消えてなくなるのじゃないんだ。台風が来たからどこかへ行くか

なければならぬ、しかも十隻の船団なんだから
そう簡単なものじゃありませんよ。その点はどう
するのです。

○橋本(利)政府委員 先ほど私が、従来の一般法
規に加えて安全対策を強化していく、その方
向で検討しておる申し上げた中に、各船の管理
のほかに集団管理体制というものを整備するとい
うことを申し上げたわけでございますが、各船に
ついては当然常時稼働体制、これは正規の船員も
乗っておりますし、エンジンその他の機械装置も
いつでも動き得る体制にあるというところでござ
います。それから、全体として専門家が成る
集団管理体制を組織いたしまして、進入の時期あ
るいは離脱の時期、そのための方法あるいは順序
等もあらかじめ決めておくんだというふうに申し
上げたわけでございますが、たとえば非常に強い
台風が襲来するといったような気象条件を観測し
得た場合には、いま申し上げましたあらかじめ準
備した方法、順序に従ってその船が安全な海域に
離脱していくというふうに、あらかじめ事前に準
備しておく。状況によってはそういったことを周
知徹底し、あるいは船員に対する訓練もかねてか
ら行っておくという対策も考えておるわけでござ
います。

も、小型底びきが三百三十隻、小型まき網が五十
隻です。水揚げ高は五十五億、いまあなたは五十
億程度と言ったんだから大して変わらない。この
タンカーの備蓄というところになってまいります
と、あの橋本に三十六キロにわたってタンカーが
ずっと係留しているわけだから、漁業との両立は
できないでしよう。いかがですか。

やほり政府なんだから、関係各官庁というものが
十分総合的に検討し、判断を加えていくのでな
いと、問題を提起されると、やはり不漁のときも
あるし、十二億五千万円、これは何かしら金が欲しい
なといったような気持ちが出てくるのでござい
ます。たとえ市場なんかをつくらなくても、三千万
円の補助金が出る。ところが、その補助金をもら
うと二・七％という低利の融資を受けることがで
きない。長い目で見たら、三千万円やそこらの補
助金をもらうよりも、二・七％の低利でもつて金
を借りた方が得なんだけれども、やはりそこでた
だで三千万円くれるのだということになってくる
と、どうしてもそこへ引きつけられてくる。ちょ
うどそれと同じなんです、長い目で見たら本当は損
なんだ。これは底びきであるとかまき網——一本
釣りならば両立できるのですが、こういった漁業
というものはタンカーがずっと十隻もでんと三十
何キロにわたって係留しておいたらできるものじ
やないのですよ。しかも先ほど申し上げたよう
に、底びきが三百三十隻でしよう、まき網が五十
隻だから、これは何ぼ素人でも常識的に考えてみ
たら無理だということには私はわかると思う。

てはいろいろな要件があるうと思ひます。それら
を総合的に判断をいたしました、何らかの御返事
をいただけるものと思っております。

○中村(重)委員 そうすると、タンカーは一隻
二・七キロであったのが、もう少し緩やかに見て
おかなければならぬというので三・六キロ、十隻
で三十六キロだね、その面積は。しかもあなたは
まだ漁船の数とか魚種は調べていないのだけれど

○橋本(利)政府委員 タンカーを係泊させること
によりまして、どの程度の海面について漁業に影
響を与えるかというところでございます。それは漁
法によっても異なってくるかと思いますが、タン
カーが風向等によつて投錨点を中心に回転移動す
る、一隻当たり約半マイル程度というふうに計算
いたしておるわけでございまして。十隻の場合、御
指摘のように三十数キロにわたるということにな
るうかと思ひます。しかし、これは荒天の場合ま
でも考慮して考えておるわけでございましてので、
必ずしも常時この範囲内において、もちろん漁法
によつて違ってくると思ひますけれども、この海
面水域が全面的に漁業ができないうものでも
ないと思ひますが、いざにいたしまして、御
指摘の程度の海面にわたって漁業が影響を受ける
というところは事実でございまして。

それらのことを考えてみると、特に私は福田内
閣の柱とも言われる河本通産大臣にお考えをいた
だかなければならぬことは、経済水域二百海里時
代です。沿岸漁業の振興というものは、国民の水
産物たん白源というものがいかに重要であるかと
いうことをお考えになりますとき、なるほど備蓄
も必要だろうけれども、やはりそれらの点を総合
的に判断をしてこのタンカー備蓄というものを計
画をし、また要請の可否についても判断をしてい
くということでないといけないと思ひます。した
がつて、橋本のタンカー備蓄については、一応打
診はしただらうけれども、これらの点を総合判断
をして改めて検討し直す必要があるのではないかと
考えますが、いかがですか。

○河本通産大臣 いま果知事には前向きに検討し
ていただくようお願いをしておるわけでござい
ますが、しかし、最終的判断をされるにつしまし

○中村(重)委員 橋本長官の答弁は、ある程度の
説得力があるというように私は思ひます。ですけれ
ども、その他の答弁は、保安と安全を軽視する
ものはなほだしいということをお申し上げしておきたい
と私は思ひます。

○中村(重)委員 それはあなたの方は要請をする
のだから、その要請を受けた側は、現在の漁業の
水揚げ高が幾らか、そうして今度は水面使用料と
いうのが四百円、立地交付金が百円ですね。そう
すると、一隻当たり一億二千五百万円ですか、十
隻でもって十二億五千万円、こういふことになり
ますね。それは一年でしようから、二年間係留で
トータルで十二億五千万円ではないのでしよう。そ
うすると、二年ということになってくると二十五
億ということになる。一年間に二十五億というこ
とであります。そうすると、両立はできると言
うが、それはあなたは素人だからそういうことを
言うのだ。先ほど申し上げたように要請する側だ
から、そろばん勘定は向こうがして、受け入れは
困るとなれば向こうが断るだらう、そういうよう
な安易なことでは要請してはいけません。

○河本通産大臣 基本的な問題についてまだお尋
ねをしたいと思います、時間が参りましたからこれ
で終わりますが、先ほど来申し上げましたような
点からいたしまして、私は備蓄そのものに反対は
しないが、タンカー備蓄は適当ではない、まして
や橋本の備蓄というものは正式要請を中止すべき
であるというところをはっきり申し上げて、一応質
問を保留して、きょうはこれで終わります。

○長田委員 石油国家備蓄についてお伺いをいた
したいと思っておりますが、現在の石油備蓄政
府は、昭和五十一年四月に石油備蓄法が施行さ
れ、四年後の昭和五十四年度までに日本の全石油
消費量の九十日分を備蓄するということが根幹と
なっております。本年度新たに、民間
を主体とする九十日分の備蓄体制を補完するため
に、ただいま議題となっておりまして石油開発公団
法を一部改正して、公団が直接備蓄に乗り出すこ

○橋本(利)政府委員 先ほど私が、従来の一般法
規に加えて安全対策を強化していく、その方
向で検討しておる申し上げた中に、各船の管理
のほかに集団管理体制というものを整備するとい
うことを申し上げたわけでございますが、各船に
ついては当然常時稼働体制、これは正規の船員も
乗っておりますし、エンジンその他の機械装置も
いつでも動き得る体制にあるというところでござ
います。それから、全体として専門家が成る
集団管理体制を組織いたしまして、進入の時期あ
るいは離脱の時期、そのための方法あるいは順序
等もあらかじめ決めておくんだというふうに申し
上げたわけでございますが、たとえば非常に強い
台風が襲来するといったような気象条件を観測し
得た場合には、いま申し上げましたあらかじめ準
備した方法、順序に従ってその船が安全な海域に
離脱していくというふうに、あらかじめ事前に準
備しておく。状況によってはそういったことを周
知徹底し、あるいは船員に対する訓練もかねてか
ら行っておくという対策も考えておるわけでござ
います。

○橋本(利)政府委員 タンカーを係泊させること
によりまして、どの程度の海面について漁業に影
響を与えるかというところでございます。それは漁
法によっても異なってくるかと思いますが、タン
カーが風向等によつて投錨点を中心に回転移動す
る、一隻当たり約半マイル程度というふうに計算
いたしておるわけでございまして。十隻の場合、御
指摘のように三十数キロにわたるということにな
るうかと思ひます。しかし、これは荒天の場合ま
でも考慮して考えておるわけでございましてので、
必ずしも常時この範囲内において、もちろん漁法
によつて違ってくると思ひますけれども、この海
面水域が全面的に漁業ができないうものでも
ないと思ひますが、いざにいたしまして、御
指摘の程度の海面にわたって漁業が影響を受ける
というところは事実でございまして。

○河本通産大臣 基本的な問題についてまだお尋
ねをしたいと思います、時間が参りましたからこれ
で終わりますが、先ほど来申し上げましたような
点からいたしまして、私は備蓄そのものに反対は
しないが、タンカー備蓄は適当ではない、まして
や橋本の備蓄というものは正式要請を中止すべき
であるというところをはっきり申し上げて、一応質
問を保留して、きょうはこれで終わります。

○長田委員 石油国家備蓄についてお伺いをいた
したいと思っておりますが、現在の石油備蓄政
府は、昭和五十一年四月に石油備蓄法が施行さ
れ、四年後の昭和五十四年度までに日本の全石油
消費量の九十日分を備蓄するということが根幹と
なっております。本年度新たに、民間
を主体とする九十日分の備蓄体制を補完するため
に、ただいま議題となっておりまして石油開発公団
法を一部改正して、公団が直接備蓄に乗り出すこ

○橋本(利)政府委員 先ほど私が、従来の一般法
規に加えて安全対策を強化していく、その方
向で検討しておる申し上げた中に、各船の管理
のほかに集団管理体制というものを整備するとい
うことを申し上げたわけでございますが、各船に
ついては当然常時稼働体制、これは正規の船員も
乗っておりますし、エンジンその他の機械装置も
いつでも動き得る体制にあるというところでござ
います。それから、全体として専門家が成る
集団管理体制を組織いたしまして、進入の時期あ
るいは離脱の時期、そのための方法あるいは順序
等もあらかじめ決めておくんだというふうに申し
上げたわけでございますが、たとえば非常に強い
台風が襲来するといったような気象条件を観測し
得た場合には、いま申し上げましたあらかじめ準
備した方法、順序に従ってその船が安全な海域に
離脱していくというふうに、あらかじめ事前に準
備しておく。状況によってはそういったことを周
知徹底し、あるいは船員に対する訓練もかねてか
ら行っておくという対策も考えておるわけでござ
います。

○橋本(利)政府委員 タンカーを係泊させること
によりまして、どの程度の海面について漁業に影
響を与えるかというところでございます。それは漁
法によっても異なってくるかと思いますが、タン
カーが風向等によつて投錨点を中心に回転移動す
る、一隻当たり約半マイル程度というふうに計算
いたしておるわけでございまして。十隻の場合、御
指摘のように三十数キロにわたるということにな
るうかと思ひます。しかし、これは荒天の場合ま
でも考慮して考えておるわけでございましてので、
必ずしも常時この範囲内において、もちろん漁法
によつて違ってくると思ひますけれども、この海
面水域が全面的に漁業ができないうものでも
ないと思ひますが、いざにいたしまして、御
指摘の程度の海面にわたって漁業が影響を受ける
というところは事実でございまして。

○河本通産大臣 基本的な問題についてまだお尋
ねをしたいと思います、時間が参りましたからこれ
で終わりますが、先ほど来申し上げましたような
点からいたしまして、私は備蓄そのものに反対は
しないが、タンカー備蓄は適当ではない、まして
や橋本の備蓄というものは正式要請を中止すべき
であるというところをはっきり申し上げて、一応質
問を保留して、きょうはこれで終わります。

○長田委員 石油国家備蓄についてお伺いをいた
したいと思っておりますが、現在の石油備蓄政
府は、昭和五十一年四月に石油備蓄法が施行さ
れ、四年後の昭和五十四年度までに日本の全石油
消費量の九十日分を備蓄するということが根幹と
なっております。本年度新たに、民間
を主体とする九十日分の備蓄体制を補完するため
に、ただいま議題となっておりまして石油開発公団
法を一部改正して、公団が直接備蓄に乗り出すこ

○橋本(利)政府委員 先ほど私が、従来の一般法
規に加えて安全対策を強化していく、その方
向で検討しておる申し上げた中に、各船の管理
のほかに集団管理体制というものを整備するとい
うことを申し上げたわけでございますが、各船に
ついては当然常時稼働体制、これは正規の船員も
乗っておりますし、エンジンその他の機械装置も
いつでも動き得る体制にあるというところでござ
います。それから、全体として専門家が成る
集団管理体制を組織いたしまして、進入の時期あ
るいは離脱の時期、そのための方法あるいは順序
等もあらかじめ決めておくんだというふうに申し
上げたわけでございますが、たとえば非常に強い
台風が襲来するといったような気象条件を観測し
得た場合には、いま申し上げましたあらかじめ準
備した方法、順序に従ってその船が安全な海域に
離脱していくというふうに、あらかじめ事前に準
備しておく。状況によってはそういったことを周
知徹底し、あるいは船員に対する訓練もかねてか
ら行っておくという対策も考えておるわけでござ
います。

○橋本(利)政府委員 タンカーを係泊させること
によりまして、どの程度の海面について漁業に影
響を与えるかというところでございます。それは漁
法によっても異なってくるかと思いますが、タン
カーが風向等によつて投錨点を中心に回転移動す
る、一隻当たり約半マイル程度というふうに計算
いたしておるわけでございまして。十隻の場合、御
指摘のように三十数キロにわたるということにな
るうかと思ひます。しかし、これは荒天の場合ま
でも考慮して考えておるわけでございましてので、
必ずしも常時この範囲内において、もちろん漁法
によつて違ってくると思ひますけれども、この海
面水域が全面的に漁業ができないうものでも
ないと思ひますが、いざにいたしまして、御
指摘の程度の海面にわたって漁業が影響を受ける
というところは事実でございまして。

○河本通産大臣 基本的な問題についてまだお尋
ねをしたいと思います、時間が参りましたからこれ
で終わりますが、先ほど来申し上げましたような
点からいたしまして、私は備蓄そのものに反対は
しないが、タンカー備蓄は適当ではない、まして
や橋本の備蓄というものは正式要請を中止すべき
であるというところをはっきり申し上げて、一応質
問を保留して、きょうはこれで終わります。

○長田委員 石油国家備蓄についてお伺いをいた
したいと思っておりますが、現在の石油備蓄政
府は、昭和五十一年四月に石油備蓄法が施行さ
れ、四年後の昭和五十四年度までに日本の全石油
消費量の九十日分を備蓄するということが根幹と
なっております。本年度新たに、民間
を主体とする九十日分の備蓄体制を補完するため
に、ただいま議題となっておりまして石油開発公団
法を一部改正して、公団が直接備蓄に乗り出すこ

○橋本(利)政府委員 先ほど私が、従来の一般法
規に加えて安全対策を強化していく、その方
向で検討しておる申し上げた中に、各船の管理
のほかに集団管理体制というものを整備するとい
うことを申し上げたわけでございますが、各船に
ついては当然常時稼働体制、これは正規の船員も
乗っておりますし、エンジンその他の機械装置も
いつでも動き得る体制にあるというところでござ
います。それから、全体として専門家が成る
集団管理体制を組織いたしまして、進入の時期あ
るいは離脱の時期、そのための方法あるいは順序
等もあらかじめ決めておくんだというふうに申し
上げたわけでございますが、たとえば非常に強い
台風が襲来するといったような気象条件を観測し
得た場合には、いま申し上げましたあらかじめ準
備した方法、順序に従ってその船が安全な海域に
離脱していくというふうに、あらかじめ事前に準
備しておく。状況によってはそういったことを周
知徹底し、あるいは船員に対する訓練もかねてか
ら行っておくという対策も考えておるわけでござ
います。

○橋本(利)政府委員 タンカーを係泊させること
によりまして、どの程度の海面について漁業に影
響を与えるかというところでございます。それは漁
法によっても異なってくるかと思いますが、タン
カーが風向等によつて投錨点を中心に回転移動す
る、一隻当たり約半マイル程度というふうに計算
いたしておるわけでございまして。十隻の場合、御
指摘のように三十数キロにわたるということにな
るうかと思ひます。しかし、これは荒天の場合ま
でも考慮して考えておるわけでございましてので、
必ずしも常時この範囲内において、もちろん漁法
によつて違ってくると思ひますけれども、この海
面水域が全面的に漁業ができないうものでも
ないと思ひますが、いざにいたしまして、御
指摘の程度の海面にわたって漁業が影響を受ける
というところは事実でございまして。

○河本通産大臣 基本的な問題についてまだお尋
ねをしたいと思います、時間が参りましたからこれ
で終わりますが、先ほど来申し上げましたような
点からいたしまして、私は備蓄そのものに反対は
しないが、タンカー備蓄は適当ではない、まして
や橋本の備蓄というものは正式要請を中止すべき
であるというところをはっきり申し上げて、一応質
問を保留して、きょうはこれで終わります。

○長田委員 石油国家備蓄についてお伺いをいた
したいと思っておりますが、現在の石油備蓄政
府は、昭和五十一年四月に石油備蓄法が施行さ
れ、四年後の昭和五十四年度までに日本の全石油
消費量の九十日分を備蓄するということが根幹と
なっております。本年度新たに、民間
を主体とする九十日分の備蓄体制を補完するため
に、ただいま議題となっておりまして石油開発公団
法を一部改正して、公団が直接備蓄に乗り出すこ

○橋本(利)政府委員 先ほど私が、従来の一般法
規に加えて安全対策を強化していく、その方
向で検討しておる申し上げた中に、各船の管理
のほかに集団管理体制というものを整備するとい
うことを申し上げたわけでございますが、各船に
ついては当然常時稼働体制、これは正規の船員も
乗っておりますし、エンジンその他の機械装置も
いつでも動き得る体制にあるというところでござ
います。それから、全体として専門家が成る
集団管理体制を組織いたしまして、進入の時期あ
るいは離脱の時期、そのための方法あるいは順序
等もあらかじめ決めておくんだというふうに申し
上げたわけでございますが、たとえば非常に強い
台風が襲来するといったような気象条件を観測し
得た場合には、いま申し上げましたあらかじめ準
備した方法、順序に従ってその船が安全な海域に
離脱していくというふうに、あらかじめ事前に準
備しておく。状況によってはそういったことを周
知徹底し、あるいは船員に対する訓練もかねてか
ら行っておくという対策も考えておるわけでござ
います。

○橋本(利)政府委員 タンカーを係泊させること
によりまして、どの程度の海面について漁業に影
響を与えるかというところでございます。それは漁
法によっても異なってくるかと思いますが、タン
カーが風向等によつて投錨点を中心に回転移動す
る、一隻当たり約半マイル程度というふうに計算
いたしておるわけでございまして。十隻の場合、御
指摘のように三十数キロにわたるということにな
るうかと思ひます。しかし、これは荒天の場合ま
でも考慮して考えておるわけでございましてので、
必ずしも常時この範囲内において、もちろん漁法
によつて違ってくると思ひますけれども、この海
面水域が全面的に漁業ができないうものでも
ないと思ひますが、いざにいたしまして、御
指摘の程度の海面にわたって漁業が影響を受ける
というところは事実でございまして。

○河本通産大臣 基本的な問題についてまだお尋
ねをしたいと思います、時間が参りましたからこれ
で終わりますが、先ほど来申し上げましたような
点からいたしまして、私は備蓄そのものに反対は
しないが、タンカー備蓄は適当ではない、まして
や橋本の備蓄というものは正式要請を中止すべき
であるというところをはっきり申し上げて、一応質
問を保留して、きょうはこれで終わります。

○長田委員 石油国家備蓄についてお伺いをいた
したいと思っておりますが、現在の石油備蓄政
府は、昭和五十一年四月に石油備蓄法が施行さ
れ、四年後の昭和五十四年度までに日本の全石油
消費量の九十日分を備蓄するということが根幹と
なっております。本年度新たに、民間
を主体とする九十日分の備蓄体制を補完するため
に、ただいま議題となっておりまして石油開発公団
法を一部改正して、公団が直接備蓄に乗り出すこ

○橋本(利)政府委員 先ほど私が、従来の一般法
規に加えて安全対策を強化していく、その方
向で検討しておる申し上げた中に、各船の管理
のほかに集団管理体制というものを整備するとい
うことを申し上げたわけでございますが、各船に
ついては当然常時稼働体制、これは正規の船員も
乗っておりますし、エンジンその他の機械装置も
いつでも動き得る体制にあるというところでござ
います。それから、全体として専門家が成る
集団管理体制を組織いたしまして、進入の時期あ
るいは離脱の時期、そのための方法あるいは順序
等もあらかじめ決めておくんだというふうに申し
上げたわけでございますが、たとえば非常に強い
台風が襲来するといったような気象条件を観測し
得た場合には、いま申し上げましたあらかじめ準
備した方法、順序に従ってその船が安全な海域に
離脱していくというふうに、あらかじめ事前に準
備しておく。状況によってはそういったことを周
知徹底し、あるいは船員に対する訓練もかねてか
ら行っておくという対策も考えておるわけでござ
います。

○橋本(利)政府委員 タンカーを係泊させること
によりまして、どの程度の海面について漁業に影
響を与えるかというところでございます。それは漁
法によっても異なってくるかと思いますが、タン
カーが風向等によつて投錨点を中心に回転移動す
る、一隻当たり約半マイル程度というふうに計算
いたしておるわけでございまして。十隻の場合、御
指摘のように三十数キロにわたるということにな
るうかと思ひます。しかし、これは荒天の場合ま
でも考慮して考えておるわけでございましてので、
必ずしも常時この範囲内において、もちろん漁法
によつて違ってくると思ひますけれども、この海
面水域が全面的に漁業ができないうものでも
ないと思ひますが、いざにいたしまして、御
指摘の程度の海面にわたって漁業が影響を受ける
というところは事実でございまして。

○河本通産大臣 基本的な問題についてまだお尋
ねをしたいと思います、時間が参りましたからこれ
で終わりますが、先ほど来申し上げましたような
点からいたしまして、私は備蓄そのものに反対は
しないが、タンカー備蓄は適当ではない、まして
や橋本の備蓄というものは正式要請を中止すべき
であるというところをはっきり申し上げて、一応質
問を保留して、きょうはこれで終わります。

○長田委員 石油国家備蓄についてお伺いをいた
したいと思っておりますが、現在の石油備蓄政
府は、昭和五十一年四月に石油備蓄法が施行さ
れ、四年後の昭和五十四年度までに日本の全石油
消費量の九十日分を備蓄するということが根幹と
なっております。本年度新たに、民間
を主体とする九十日分の備蓄体制を補完するため
に、ただいま議題となっておりまして石油開発公団
法を一部改正して、公団が直接備蓄に乗り出すこ

とができるよう国家備蓄体制を制度を創設したわけであり、この制度については、わが国における石油の安定供給を確保するためには当然のことであり、リスクの大きい備蓄事業をいままでも法律によって民間に義務づけていた政府の姿勢は批判されるべきであつたと言えらるわけであり、そこで、国家備蓄制度についての概要と、これを具体的にどう進めていかれるのか、この二点について御説明をいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 たいまお話ございましたように、現在民間主体で九十日備蓄を進めておるわけでございますが、世界各国の情勢からいいますと、できるだけ早くもつと多くの備蓄を実現する必要がある、一方、民間備蓄におきましてはその負担に限りがあるというところから、国家備蓄をお願いいたしておるわけでございますが、当面、国家備蓄といたしましては一千五百万キロリットル、タンク容量にいたしましては二百五十万キロリットルの国家備蓄体制を整備したい、かように考えておるわけでございまして、当面五十三年度におきましては、土地の一部を取得するとともに、貯蔵施設の調査設計に着手したいと思っております。

五十四年度以降のスケジュールといたしましては、五十五年度中にタンク容量にしまして二百五十万キロリットル、油量にしまして二百五十万キロリットル、五十六年度中に六百二十五万キロリットル、五十七年度中に三百七十五万キロリットル、五十七年度末までに一千五百万キロリットルの備蓄が可能となるように二百五十万キロリットルのタンクを建設したい。その間、恒久タンクができるまでのつなぎといたしまして、タンカー備蓄五百万キロリットルというものを本年度中に実現したい、かように考えております。

○委員長退席、中島(源)委員長代理退席
○長田委員 昭和五十七年度に一千五百万キロリットル、石油消費量の約十分備蓄を陸上タンクで行うということが概要のようでありすけれども、そこで、これに必要な資金、初年度の五十三年度

に五百五十六億円がすでに必要とされているように、今後土地の購入、施設の建設など多額の資金が必要になってくることは当然であります。したがって、最終的に目的を達成するためには一体どのくらいの資金が必要とされるのか、またこれにかかわる資金をどのような方法で確保されようとしておるのか、具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 国家備蓄一千五百万キロリットルを達成するために必要な資金は、五十三年から五十七年度まで五カ年間で七千五百億円程度と考へております。このうち原油代が二千五百億円、施設費が三千三百億円、土地代が九百億円、業務費が八百億円、こういう内訳になるわけでございまして、これを必要とする財源につきましては、従来からの原油関税の一部と、この六月から創設されま

す石油収入を財源と考へております。
○長田委員 こうした多額の資金をどのように調達するかという問題は、この計画を達成する上でも基本的な問題でありますから重要であります。しかし、この問題については九十日備蓄計画及び需給量の増大に比例しまして備蓄量を積み増しすることが必要ですから、これに要する資金問題と一緒に別の機会に質問をいたしたいと考へております。

まず最初に、タンカーによる備蓄問題についてお尋ねをしたいと思います。昨年、円高騰の際、経済の安全保障、タンカー業界の不況対策、経常収支の黒字減らし対策などの一環といたしまして、このタンカー備蓄が検討されてきたと記憶をいたしております。しかし、先ほど来通産省の答弁を伺つておると、地上タンクが完成するまでのつなぎの処置として検討されているように受け取れるわけであります。

私はこの考え方を非難するものではありませんが、しかし、経常収支は昭和五十二年においては政府が二度にわたつて修正をいたしました。しかし、黒字見通し百億ドルをさらに四十億ドル上回るといふ大幅な黒字となりました。五十三年度

においても、政府見通し六十億ドルの達成はとうてい困難ではないか、このような状況下に置かれているわけでありす。そういう意味からいいますと、このタンカー備蓄は黒字減らしの一つの対策といたしまして早急に実現をしなくてはならない、こう考へるわけでありす。この点はいかがでございましょうか。

○橋本(利)政府委員 タンカー備蓄を早急に実現したいという理由はいらるるございすが、ただいま御指摘の黒字減らしという点に限つて申し上げましても、現在キロリットル当たり大体八十六ドルでございますから、これを五百万キロリットル備蓄することによりまして、約四億三千万ドル程度の黒字減らしになるといふふうに試算いたしております。

○長田委員 黒字減らし対策につきましては、五十二年度に五回にわたつて閣議決定され、それぞれ対策が打ち出されたわけであります。しかしながら、なかなか実行されず今日に至つておる現状であります。ついに百四十億ドルの経常黒字を出し、政府の見通しが後手後手に回つたことはこれを見てもはつきりいたしております。したがつて、五十三年度こそ黒字減らしを着実に実施しなければならぬ。そうしないと、対日不信はさらに高まつてまいります。そして、新たな経済紛争がどうしてもこの問題を通して避けることはできないのではないかと私は考へるわけであります。こうした実情を踏まえて、タンカー備蓄の問題は一日も早く実施しなければならぬ。このように私は考へておるのであります。

そこで、政府はいつごろまでにタンカー備蓄を実現されようとしておるのか、通産大臣にお伺いいたします。

○河本國務大臣 いま国際収支のお話が出ましたが、御案内のように、五十二年度は予定を非常にオーバーいたしました、百四十億ドルの大幅な経常収支の黒字になつてしまつたわけであります。世界で二番目の黒字国はドイツでありますけれども、ドイツは三十億ドルで、日本と非常に大きな

差がございす。そこで、世界各国ではこの日本の黒字の現状を第二のOPECである、こういう趣旨のことを言つております。また、こういう状態が続きますと、日本の大幅黒字が導火線となりまして、世界全体に保護貿易的な傾向が起つてくる危険等もございす。日本といたしましては、どうしても自由貿易を原則といたしまして、世界貿易を拡大均衡に持っていきたい、そのことによつて世界全体の経済の発展を図りたいというのが基本的な考え方でございます。

そういうことで、全体としての貿易収支の流れを大きく変えていきたい、何とか年度間六十億ドルという経常収支の目標を達成したいということにいま全力を挙げて取り組んでおるのでございすが、現状はややくれがちでございす。そこで、本日前八時から緊急の経済対策閣僚会議を開きまして、一連の対策を決定いたしました。

タンカー備蓄の問題につきましては、昨年の秋以来基本方針が決定をいたしておりました、前向きに取り組んでおりますので、できるだけ早くこれを實現いたしまして所期の目標を達成したいと考へております。

○長田委員 通産大臣は、去る三月一日の当委員会、五十三年度の経済運営について、実質七％の経済成長率を達成することはそれほど困難な課題ではないが、経常収支を六十億ドルの黒字にとどめる方がむずかしい面がある、政府としてはこの六十億ドルの目標達成のための工夫と努力に全力を挙げたいと答弁されておるわけであります。その具体策としての製品輸入の拡大、資源エネルギーの備蓄、経済協力の拡大などに力を入れるとの考え方を明らかにいたしました。さらに同席されました経済企画庁長官は、来年度も原油の備蓄積み増しを中心に各省庁が協力して緊急輸入を検討しなければならぬと述べておられるわけでありす。

このように両大臣が原油の積み増しについて幾ら叫んでも、これを受け入れる場所がなければ何にもならないわけでありす。しかも受け入れ場

所を早く決定しなければ、わが国が対外的に黒字減らしについて努力していると説明いたしまして、諸外国は納得し得ないのであります。

そこで伺いますが、泊地の候補地はどのようなところを考えていらっしゃるのか、具体的に指示をいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 タンカーの錨泊地点の選定に当たりましては、気象条件、海象条件あるいは港湾の広狭、海底の地質といった自然条件、あるいはその地域における漁業活動、海上の交通量といった社会的条件、こういったいろいろな点について審査、点検をする必要があるわけでございます。昨年の暮れ以来、運輸省あるいは水産庁の協力を得まして、全国にわたりまして二十カ地点を候補地点としてまず選び出しまして、現在手持ちの資料でただいま申し上げましたような事項について審査いたしましたわけでございます。それを数カ地点にしぼりまして、現在日本タンカー備蓄協会に委託いたしまして、現地について調査を始めたいと思ひます。

具体的なその地点を示せというお言葉でございますが、先日來たまきょうもお話に出ました橋湾以外につきましては、現在なおさほどに地元との話が進展いたしておりませんので、この段階で申し上げることにしては差し控えていただきたいと思います。

○長田委員 明確な御答弁がないのでありますけれども、確かに初めてのことでございますし、さまざまな問題が出てくることは当然であります。そういう問題を一つ一つ解決しなくてはならないと考えるわけであります。しかし、早期に実現できなれば、新たに黒字減らしの施策を考えなくてはならない、そういう事態に日本経済は追い込まれると私は思うわけであります。しかも三月十一日に閣議決定された黒字減らし対策の中でも、原油のタンカー備蓄の早急な具体化をうたっているわけであります。検討とか論議の段階から政治決断の機は迫っているのじゃないかと私は思うわけであります。この計画が表面化してからも

すでに半年たつております。

そういうことでありまして、候補地については自薦他薦を含めいろいろな情報が入ってくると思ひますけれども、大臣の方から候補地を指定して調査する時期に來ておるのではないかと、このように思つておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○河本國務大臣 候補地につきましては幾つかございまして、できるだけ早く具体化するよう指示をいたしております。

○長田委員 去る二月十日、この計画を推進するために、通産、運輸両省の所管である財団法人日本タンカー石油備蓄協会の設立が認可されました。本格的な事業が開始されたわけであります。が、当協会の設立目的と、どのような事業をされるのか、具体的に指示をいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 まず、タンカー備蓄協会の目的でございますが、タンカーの利用による石油の備蓄に係る調査及び広報を行うことにより、タンカー石油備蓄の推進に協力することにより、タンカー石油の目的に即応いたしまして、事業としては、一つがタンカーの利用による石油の備蓄に関する調査、二がタンカーの利用による石油の備蓄に関する広報、三がその他法人の目的を達成するため必要な事業、かように事業内容はなつております。

○長田委員 今日、発電所の建設や石油備蓄基地の建設など、こうした一連の事業を行うに当たりましては、地元の了解を取りつけることが非常にむづかしくなつております。計画がそういう面ですムーズに進んでいないという現状であります。したがって、一日も早く備蓄タンカーの泊地についての調査を実施するとともに、地元との折衝や安全対策などについて具体的な行動を起こさなければ、早期実現は不可能となつてしまふわけであります。

そこで、こうした問題については、本法案の成立が前提であります。が、どのような方法を講じて対処されるのか、具体的にお伺いしたいと思ひます。

す。なお、これにあわせて、いつごろまでにこうした作業を終わらせる見通しなのか、ひとつ明確なスケジュールをお示しをいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 タンカーの錨泊地点を決定するに当たりましては、御指摘のように、地元との折衝あるいは安全対策の確立ということとは当然必要になってくるわけでございまして、安全対策ににつきましては、先ほどもお答えしたところでございまして、現行の海上保安法規、これは一般に適用されるものでございまして、当然これを遵守する。そのほかに、タンカーに石油を満載して一地点に錨泊するといったような新しい試みでございまして、さような一般法規に加えて、具体的な立地点について安全対策を策をさらに完全なるものにいたしたいということ、作業を急いでおるわけでございまして、

こういった作業とあわせて、地元折衝をさらに本格的に進めていくことになるわけでございまして、そういった作業をいつまでに終えるかという御指摘でございますが、まず、現在御審議いただいております石油開発公団法の改正が成立しないと、これは事実上私たち行動を本格的になし得ないのでございまして、できるだけ早く御審議いただきまして、一日も早く本格的な対応をいたしたい、かように考えております。

○長田委員 次に、石炭及び石油対策特別会計の一部改正について大蔵省にお尋ねをいたします。が、今回の改正によりまして石油税が徴収され、これが一般会計に入つてまいります。そうして石特会計に一般会計からさらに繰り入れられまして、それが石油公団、そして業界というふうな流れになるわけであります。石特会計の方は、附則の二項で、「昭和五十七年三月三十一日までに廃止するものとする。」というふうになつておるわけでありまして、この附則と石油税法のかかり合ひについてお尋ねをしたいと思ひます。

そこで、石特会計の場合は五十七年三月三十一日までに廃止するものとするとの条項の解釈についてどう考へていらっしゃるのか、この点お尋ねをいたします。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。御指摘のように、石炭石油特会法の附則で時限法の規定を置いておるわけでございまして、ここに書いてございまして、「廃止するものとする。」という書き方をしておりますので、もう一つの時限法の書き方をいたしまして、「その効力を失う。」という書き方が実は立法形式としてあるわけでございまして、「廃止するものとする。」というのとは、純法律的に申し上げると、同法について延長あるいは廃止というような立法措置を講じない限りは、当然にはその期限において廃止されるということはないわけでございまして。ただ、こう書いておられます法律の趣旨からいまして、当然五十七年三月末日までに政府としては延長ないし廃止、何らかの立法措置をそれまでの間に検討して国会に提出申し上げまして御審議願う必要がある、そういう責任があるというふうに解しております。

○長田委員 石油税という恒久的な税制を創設して、石油対策を充実させることになつたわけであります。が、その受けざらとなる石特会計は時限立法、ただいま御説明のありましたとおり、五十七年三月三十一日でありまして、そうなりますと、いつ廃止されるかわからない、また継続されるかもわからないわけであります。しかも、もし廃止された場合に、石油税法で徴収された財源は一般会計に入つておるわけでありますから、そうなりますと、使途については備蓄のためであるとかいろいろ説明をされましたけれども、この関係はどうも私はすっきりしないのじゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。いま先生が御指摘のような、どういう考えなのかという疑問は当然お持ちの方も多いかと思ひます。ただ、この石炭石油特別会計が時限法の形式をとつておりますのは、この会計が充足いたし

ました当時、石炭対策ということで特別会計ができた経緯がございます。その際には、といいますが、現行でもそうでございますが、石炭対策につきましては、石炭鉱業合理化臨時措置法等すべて時限立法で対策が行われているという関係もございまして、それに合わせて実はこの特別会計、現在に至るまで時限法で過去三遍延長して現在に至っているわけでございます。

ただ、四十七年に石炭対策のほかに石油勘定がこの特会に設けられました。石油対策についても行うようになってまいりました。あるいは、いま御指摘のように、本年石油税法が成立いたしました。石油対策の財源として石油収収を見込むというような状況で、相当この特別会計の性格にも変化が出てきておりますことは事実でございます。

したがって、現在エネルギー対策が非常に重要になってきているということは申すまでもないこととございます。ただ石油初めいろいろなエネルギー資源にかかわる内外情勢というものはなお非常に流動的な状況にございます。したがって、石油を含めましてエネルギー対策全般について、内外情勢の変化に即応して新たな制度といたしますが、それに応じた制度をつくってまいらなければならないかと思うのでございますが、先ほども申し上げましたように、当面は現状の制度で対処しながら、五十六年度末、この石炭の期限、特会の期限が切れるまでの間に、この特会をさらに延長するかあるいは廃止するか等を含めまして、その時点で新たな情勢に対応しつつ政府は立法をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○長田委員 今回提出されておりますところの石油開発公団法の一部改正は、その柱は国家備蓄というところが大きな柱になっておるわけでありまして、そういう意味で、私がいま申し上げましたのは、一方においては石特会計は時限立法、一方、石油税については恒久的な立法である、そういう意味で、法律の問題でありますから、当然並行してこういう点も検討されなくてはならないの

じゃないか。そうでないと、やはり日本の備蓄という将来にわたってのエネルギー確保について相当不安が出てくる。途中で廃案になってしまったというところになったんでは、いままでの計画は全部中途半端に終わる、こういう意味で私、申し上げているのです。この点どうですか。

○佐藤説明員 ただいま申し上げましたように、政府といたしましては、五十六年度末までは、その時点の情勢を踏まえて必要なものは当然継続する、あるいはさらに必要な施策についても検討もしてまいらうというつもりで考えております。ただ、特に、先ほども申し上げましたが、現時点で、石油税法成立の時点で特会について期限延長等の措置を行わなかった理由の一つは、実は石炭対策の諸法、臨時措置法が、期限が大体この特会と合わせまして五十六年度末に到来することになっております。その辺の検討もあわせて特会法の改正の際には行い必要があるという判断もございまして、実は今回この特会まであわせて検討は見送った次第でございます。

○長田委員 次に、石油開発公団の投融資についてお尋ねしたいと思っております。石油開発公団法第十九条あるいは公団業務方法書の第五条及び第十条に基づいて、石油等の探鉱に必要な資金を供給するために出資及び融資がでる、そういうふうになっておるわけでありまして、昭和四十二年に石油開発公団が発足をいたしました。今日までにどれだけの企業に対して出資されたのか、融資されたのか、おのおの件数、金額を年度別に数えていただきたいと思います。

○江口参考人 現在、御指摘のとおり十カ年を経過いたしました。最初にぐくラウンドを申し上げますと、五十二年年度末に公団が出資いたしました金額は千六百五十四億円でございます。それから融資いたしましたトータルは千六百五十億円で、合計いたしました三千三百四億円でございます。年度別に申し上げますと、やや、細かくなりますので便宜ラウンドで申し上げますけれども、四十二年年度は出資八億、融資零。四十三年年度は出資四十

一億、融資十億。四十四年度は出資五十一億、融資十六億。四十五年度は出資八十六億、融資三十一億。四十六年度は出資百三十億、融資五億。四十七年度は出資百九十一億、融資三十九億。四十八年度は出資二百三十三億、融資七十七億。四十九年度は出資二百八十億、融資四百四十八億。五十年年度は出資三百六十六億、融資五百九十九億。五十一年度度出資二百二十六億、融資三百一十一億。五十一年度度出資三百三十二億、融資二百四十四億でございます。それから、対象企業数といたしましては、全部で四十四社でございます。この中にはその後解散した会社等もございしますが、グロスで申し上げますと四十四社、こういうことになっております。

○長田委員 そこで、お尋ねしたいのであります。石油開発公団が、昭和四十二年から今日まで出資及び融資された会社で、現在休眠している会社あるいは解散した会社に対しての出資及び融資額はどのようになっておるか、特に休眠会社に対しては現在残りの残高が残っておるか、おのおの会社数についてもお尋ねいたします。

○江口参考人 私どもで俗称休眠会社と申しておりますのは、探鉱が不幸にして成功いたしませんで、鉱区を放棄いたしました。現在新たなプロジェクト、そういう計画を持っておられない会社を便宜休眠会社と申しておりますけれども、そういう定義から休眠会社を申しますと七社でございます。これに対しまして、公団の投融資額は百六十七億六千三百万円でございますが、この中で十七億五千万円回収をいたしておりますので、五十三年の三月末残高は百五十一億一千三百万円ということになっております。

五社、この五社に対します公団の投融資額は五十六億九千五百万円ということになっております。○長田委員 解散して公団が株式を売却した会社については五社で五十六億九千五百万円ということとんでありますけれども、この解散した会社とは、商法上における任意解散した会社になるのかどうか、また、この五社の解散による財産処分等によって石油開発公団はこれらの一部の資金の回収を行われたかどうか、この点いかがでしようか。

○江口参考人 この解散手続がいわゆる任意解散であるかどうかという御質問でございますけれども、そのとおりでございます。俗称任意解散と言っております。これは商法の第四百四条の二項二号でございまして、株主総会の決議によって承諾を得まして解散をしたという形をとっております。その際、解散をいたしますと、御高承のとおり、特別決議によりまして解散決議をいたしまして、そして解散をし、清算の手続をいたします。その結果、清算をいたしまして、残余財産の処分ということになるわけでございますが、その際、それによりまして、いわゆる解散の残余財産の処分等によりまして配付を受けた回収額は一億六千六百万円ということになっております。

○長田委員 そうなりますと、公団がこれまでにかぶった損害額ですね、これは合計いたしますと五十五億二千九百万円になります。間違いないでございせんか。○江口参考人 そのとおりでございます。○長田委員 このような損害は公団の経理上どのように処理してきておるか、お尋ねをいたします。

○江口参考人 公団といたしましては、そういう不測の事態に備えまして、あらかじめ投融資損失準備金制度というものを設けております。これは各事業年度の出資金及び貸付金残高の千分の五十相当額を繰り入れておるわけでございます。それからそのほか、いわゆる当たりました際

イアルティでございます負担金徴収額、この二本で損失準備金が構成されておるわけでございますが、こういった事態が起こりました場合は、この投資損失準備金というものを取り崩しまして、これによって充当をいたすというのを原則としております。

○長田委員 それでは、公団といたしまして休眠会社、これはどのように定義されておられるでしょうか。

○江口参考人 先ほど七社と申し上げました休眠会社でございますが、これは私どもの方といたしましては、一応、石油の探鉱に不幸にして成功いたしませんで、その結果、鉱区の期限が参りました結果鉱区を放棄する、その後新たなプロジェクト等を見出せませんで、探鉱計画を現在持つておらないという会社、こういう会社を便宜休眠会社というふうに考えております。

○長田委員 探鉱に失敗し、鉱区をもうすでに放棄した、今後なおかつみずから探鉱計画を持つていない、そういう会社ですね、七社ということでありましたけれども、投資総額百六十七億六千三百万円と私は聞いておるのですが、その点間違ひありませんか。その会社の内訳をひとつお知らせ願いたいと思います。

○江口参考人 答えから申しますとイニスでございます。合計いたしまして百六十七億六千三百万円でございます。ただ、この中には、先ほど申しましたように十七億五千万円の回収が上がつております。

会社別に申しますと、七社の内訳は、コロンビア石油がございます、これに對しまして公団が七億九千四百万円出資いたしております。それからカタル石油、これはカタル沖に開発をした会社でございますが、これに對しまして出資を十八億円及び融資を十七億五千万円いたしております。この融資の十七億五千万円が回収されております。それからジルド・オーストラリア、これはオーストラリアに鉱区を持つ会社でございますが、これに對しまして二億四千七百万円の出資、

それからオセアニア石油に對しまして二億九千万円、それからアンデス石油、これはペルーで稼行いたしました会社でございますが、これに對しまして公団の投資が八十七億円、それからサバ石油、これはマレーシアのサバ州でやっております会社でございますが、これが十八億六千二百万円、それからスマトラで稼行いたしております会社はスマトラ石油でございますが、これに對しまして十三億二千万円、合計いたしまして百六十七億六千三百万円、かようになっております。

○長田委員 このような会社、休眠会社というかすでに解散したような会社、これにつきましては、公団が相当額の損失をこうむるんではないかと私は思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○江口参考人 百六十七億の国家資金を投入していたのでありますが、御存じのように、この開発事業と申しますのはなかなかリスクの高い事業でございます。遺憾ながら、中にはいま申しましたような四十数社のうちの七社というようにものが出てまいります。そういうものに對しまして、いま申しましたような回収不能額というものがあるという立たるを得ないということになっております。これに對しましては評価損を立てると申しますか、そういうような措置を講じましてこれを整理していくということになるかと考えております。

○長田委員 石油開発については、ただいま御答弁がありましたとおり、非常にリスクが高いわけですね。そういう事業でありますので、失敗すれば休眠会社になるということは通常あり得ることだと私は思うのです。それをいつまでも存続させておくことは、公団が不良資産を持つことになりまして、経理上問題が出てくるんじゃないか、そういう意味では私は早急に経理的な処置をすべきではないかと思ひますが、この点どうでしょうか。

○江口参考人 全くそのとおりであらうと思ひます。この点につきましては、すでに会計検査院から

御同様の御指摘をいたしております。それから当国会におきまして、決算委員会等において御注意をいただいているわけでございますが、私どもの方も、その御指摘に従ひまして、整理すべきものは速やかに整理していく、あるいは公団保有株式を適宜処分するというようなことで経理内容を明白にすると申しますか、そういうふうなことは極力これから進めてまいりたいと考えております。

○長田委員 次に御尋ねしたいのでありますけれども、石油開発公団の本来業務である開発関係が今回の法改正には入っていないわけでありまして、その理由についてお尋ねをいたします。

○橋本(利)政府委員 すでに御承知のように、石油開発公団は昭和四十二年の十月に設立されまして、それ以来石油と可燃性天然ガスの探鉱資金に對する投資、開発資金にかかわる債務保証を実施することによりまして、わが国企業による探鉱開発援助をしてまいりました。その後、石油備蓄の増強を図るために、原油購入資金の融資あるいは共同石油備蓄会社への出資、融資を行つてきたわけでございますが、今回さらに公団みずから石油備蓄を行うことにしたいというので、法案の御審議をいただいておりますというのが現段階でございます。

お尋ねの石油開発につきましては、現在総合エネルギー調査会の石油部会の下に石油開発小委員会専門委員会、これは東大の平川教授に座長をお願いいたしておりますが、この専門委員会では石油開発の全般にわたつて御検討いただいておりますわけでございますので、この専門委員会における審議結果を踏まえて所要の制度改正を行つてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○長田委員 現在の石油開発公団は、先ほども申し上げたけれども、投資融資を通じて民間企業への助成機関にすぎないわけでありまして、いま御答弁がありましたとおり、今回の改正においても開発については一切触れられていないわけでありまして、

そこで、わが国における今後の石油開発を進めるため公団はどのような方向に持っていくのか、この点お尋ねをいたします。

○橋本(利)政府委員 ただいま申し上げましたように、総合エネルギー調査会の石油部会、わが国における石油開発のあり方全般について御審議いただいております。現在までのところ、数回開きまして、周辺大陸棚の開発の問題あるいは自主開発原油の引き取りの問題、こういった問題も御審議いただいております。現在までのところ、あつた、七月ごろまでに開発専門委員会としての討議結果をまとめたいたしたいというように考えておるわけでございます。その報告と申しますか審議結果によりまして、たとえば石油開発公団みずから開発をやるようにといった結論が出てまいりました場合には、その段階で石油開発公団のあり方ということにおいて所要の改正も必要かと思ひわけでございます。現在まだ専門委員会で審議中でございますので、いまの段階では確たることを申し上げられない、こういうことでございます。

○長田委員 次に石油開発公団にお尋ねをいたします。

石油開発公団は掘削装置を持つておるわけでありまして、現在どのような使い方をされておるのか、お尋ねをいたします。

○江口参考人 公団は、公団法の十九条の四号に基づきまして、探鉱機械の貸し付けを行うということになつておるわけでございます。それで、現在まで種々の探鉱機械を貸し付けておるわけでございますが、なかんずく海洋石油掘削装置、俗稱第二白竜と申しておりますが、これにつきましては、四十六年五月に建造いたしました。それ以来探鉱機械貸付業務の重要な一環ということで、掘削の専門会社でございます日本海洋掘削に継続的に貸し付けております。この日本海洋掘削では、この掘削装置を活用いたしまして、わが国周辺の大連棚といわゆる掘削を行つておるわけでございますが、現在まで三十一本の試掘を行つてきてお

るわけでございます。

○長田委員 なぜ石油開発公団自身が掘削装置を使わないのか、この点いかがですか。

○江口参考人 これは本来公団の設立されてからの考え方と申しますか、たてまえというところになるわけでございますけれども、民間の自主的な活力を活用していくことが公団の一つの大きな柱になっておりまして、公団はそういった民間活動に對しまして資金的、技術的な支援をするということが、いままでの一つの体系でございます。そういう意味から、こういった機械につきましても極力貸付業務をするということでございますが、これは他面から見ますと、たとえば日本海洋掘削におきましてもある程度相当数の機械は現在持っておるわけでございます、こういうところの機械と合わせまして総合運用といいますが、むだのないような運用をするということで行われてきておる、こういうふうな考えております。私もといたしましては、たてまえもございしますが、そういうメリットの面からいいますような制度は意義があるというふうに考えておるわけでございます。

○長田委員 次に、大蔵省にお尋ねいたします。

石油開発企業は、国内に担保のある財産を持っていないわけですね。そのため、開発段階に移行する際、輸出入銀行からの借り入れが困難な場合が当然出てまいります。したがって、石油開発公団が債務保証を行い、輸出入銀行からの借り入れを円滑にする必要があると私は考えるわけであり

ます。そこでお尋ねいたしますが、現在なぜ公団による輸出入銀行に対する債務保証を行っていないのか、その理由について御説明を願いたいと思

います。○佐藤説明員 御質問のとおり、確かに現在制度の運用といたしまして、原則として輸銀からの融資に対する公団の保証というところを行ってないわけでございますが、御指摘にもございましたけれども、ほとんどのこういう探鉱企業とい

か、開発企業の資産が海外にある、あるいは資本蓄積自体が日本の企業の場合少ないというように

こともございまして、そういう事情がある一方、また探鉱資金等は非常に所要資金が膨大である。あるいはリスクが大きいというようなこともありまして、民間金融だけでは公的な信用で補完する必要があるということで、現在御指摘のような輸銀融資とかあるいは公団融資、あるいは公団の債務保証とかいろいろ公的な信用制度を設けておるわけでございますが、大蔵省としての基本的考え方、そういう公的な信用をできるだけフルに活用してまいって所要の開発資金をファイナンスするという見地から、同じ政府関係機関がダブってこういう公的な信用について行うということは、それだけ資金の効率的見地からいっても、それから実際の運用上も、政府関係金融機関あるいは公団等が融資あるいは保証する場合、あるいはそういう事案の相談を受けた場合は、お互いによく連絡し合いながら融資なり債務保証をしてまいらたてまえになっておりますので、実際上ダブって行う必要もないかという考え方、現在輸銀の融資につきましても公団の保証を原則として行わないという考え方で行っておるわけでございます。

○長田委員 私は、公団の輸出入銀行に対する債務保証を復活させるべきである、そう考えておりますので、強く要望しておきます。

次に、タンカー備蓄の問題に戻りたいと思はすけれども、タンカー用船についてお伺いします。五百万キロリットルの備蓄を行うためにはどのぐらいのタンカーを何隻使うのか、お尋ねいたします。

○橋本(利)政府委員 V L C C 型のタンカー二十隻程度必要かと考えております。

○長田委員 それでは、運輸省にお尋ねいたしますが、現在タンカー備蓄に参加できる船会社は何社あるのか、また使用できるタンカーは何隻あるのか、お尋ねいたします。

○棚橋説明員 今回の話が起りました段階におきまして日本船主協会で調査をいたしましたところ、十五社から約四十隻の申し出がございま

す。

○長田委員 次に、通産省にお尋ねいたしますが、タンカー用船料の予算措置はどのようなになっておりますか、お尋ねいたします。

○橋本(利)政府委員 五十三年度予算におきまして用船料を計上するに当たりまして、現在の用船の市況に加えまして、タンカーが備蓄用として拘束される期間が二年程度と長期に及ぶこと、それから多数のタンカーを組織的に使用する、こういった条件を加味いたしまして積算いたしましたわけでございますが、予算単価といたしましてはキロリットル当たり三千七百五十円でございます。百二十五億円でございす。もちろん実施段階におきまして、その備蓄の方法とか契約期間あるいは船の種類等、こういったものを考慮して具体的に定めていくことになるかと思はす。

○長田委員 運輸省にお尋ねいたしますけれども、現在のタンカー市況はV L C C 二十五万トン級でどうなっておりますでしょうか。

○棚橋説明員 タンカーの市況は、一般にワールドスケールというもので表示をいたしておりますが、このワールドスケールと申しますものは、一万九千五百トンのタンカーを一定の条件で走らせましたときの採算点を一〇〇といたしまして表示いたしますものでございすから、当然大型タンカーになりますとそれより採算点が低いところになるわけでございますが、大さっぱに申しまして、船の状態等によつて違いますけれども、御指摘のV L C C 型では採算点と申しますのが大体五五から六六、七ではないかというふうに考えております。

現在市況は、市況はまた二つに分かれまして、一つはいわゆるスポットもの、一航海ごとの運賃でございますけれども、それと長期のものに分かれますけれども、現在スポットものでは五十三年の二月で、ワールドスケールで平均して二〇・六ぐらいに下落をいたしております。したがいまし

て、採算点の三分の一ぐらいいなっております。

長期ものにつきましては、現在のところ市況がそういう状態でございますので、成約のデータが正確なものがございますけれども、仮にあったといたしまして、長期でございす、期間が長くなるにつれて、現在の市況でございす、と、それよりは高くなつていくということでございます。

○長田委員 先ほどのエネルギー庁の御答弁で、百二十五億円がタンカー用船料ということでありまが、これをトン当たり直しますと四百円弱、タンカーレートをあらわすワールドスケールは四九程度となつておるわけでありまが、ところが、現在の市況は、ワールドスケールが二三でトン当たり百五十円程度といひまが、タンカー業界にとつてはきわめて有利な条件となつておるわけでありまが、

そこで、通産省にお尋ねをするのでありまが、国家備蓄といたしましてエネルギー対策予算を充当する以上、国費のむだ遣いは避けなくてはなりません。そのため、用船料は入札方式で決めるべきであると考えておるわけでありまが、この点いかがでしょうか。また、この場合、そのときのタンカー市況に沿つた線で決定すべきであると思はす。

○橋本(利)政府委員 財政資金を効果的に使うという意味においても、入札等の方法によつて決定したかと思はす。

○長田委員 一方においては入札ということになりますと、用船料の安いところが優先される、そういう心配が当然出てまいります。安全性の確保なども考えた上で当然決まらなくちゃならないと思はす。

○橋本(利)政府委員 もちろん入札の際の条件といたしまして、御指摘の安全といったような点についても条件として設定したいと思はす。また、数隻で集団して停泊するということも当然考えられるわけでございますから、そういった船団を組むに値するかどうかといったようなことも、やはり条件として考える必要があるかと思はす。

おります。

○長田委員 もう一方、会社によつては何隻か偏つてしまふというケースも実は出てくるわけですね。こうした点については、運輸省はどうお考えでしょうか。

○棚橋説明員 今回のタンカー備蓄は、国家的な備蓄目的で行うものでございますけれども、同時に、御承知のとおり、現在海運におきましては大型タンカーが大変過剰になっておるわけでございますから、したがって、そういう意味でそれらの船舶の有効的な活用になるということは、海運にとつても望ましいことであるというふうに考えております。そういう点からいいますと、御指摘のように、特定の二社に偏るということとは望ましくないというところは言えるわけでございますけれども、先ほどエネルギー庁から御答弁のございましたように、これは財政資金等を有効に活用するものでございますから、公正な方法によつて使用船舶を決定するというのはまた当然のことでございますので、したがって、そういう方法で決定されるのに際しまして、できる限り特定の会社に偏らないような選定をしていただければ大変幸いであるというふうに考えております。

○長田委員 次に、水産庁にお尋ねをいたします。この備蓄構想に対して、漁業保全及び漁業者の生活権を守るといふ観点からどのように考えていらっしゃるか、これが第一点。

それから第二点は、泊地の候補地で漁業関係者がタンカー備蓄に難色を示した場合、水産庁として仲介に入る考えがあるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○伊賀原説明員 石油の備蓄につきましては、御承知のように、これが国民経済及び生活の安定向上に非常に必要なものであるという点につきましては、十分認識をいたしておるつもりでございます。したがって、基本的にはこうした認識に立ちまして対処していく必要があるというぐあいと考えております。しかしながら、水産庁は、元

来漁業者を保護し、漁業振興を図つていくという立場にございますので、タンカー備蓄の実施の仕方によりましては漁業の操業に大きい支障が出てくるという場合も出てまいりますし、一たん事故が発生した場合には、莫大な漁業被害が生ずるという点でございます。こうした点を配慮いたしまして、極力漁業への悪影響を防止するという観点に立つて、必要に応じ関係省庁と協議して対処することになっております。いずれにしても、具体的な計画の決定、実施という点につきましては、地元漁業者の十分な納得を得つつ進めていく必要があるというぐあいに考えている次第でございます。

第二点につきましては、もともと私もいたしましては、泊地の選定に当たりましては、関係省庁のもとに事業主体である公団等によつて進められるというぐあいでございますけれども、水産庁としましては、その際には地元漁業者の意向を十分吸収、反映いたしまして取り進めるよう、関係省庁に話をしていっているものでございます。こうした認識のもとに立ちまして、適宜関係省庁とすでに連絡調整を図つておりますけれども、泊地の決定に対して漁業への影響が問題になる場合には、一応関係省庁と十分協議してまいるようにいたしたいというぐあいに考えている次第でございます。

○長田委員 去る三月十五日付の新聞によりますと、通産大臣が長崎県知事に対して横濱に二十五万トン級のタンカーを十隻程度停泊させたい、こういう要請をしたということでありまして、けれども、万が一海上が汚染された場合、この補償はどうなされるのか。漁業権の補償については、通産省の考え方では、大体二十五万トンタンカー十隻で水面使用料が二十五億円を予定しているわけでありまして、しかし、同湾では年間五十五億円の水揚げがあり、通産省の考えている水面使用料とこの水揚げの差が金額が食い違つておるわけでありまして、この点について地元漁業者に対してどのような説明をされるか、この二点についてお尋ねをいたします。

をいたします。

○橋本(利)政府委員 現在考えておりますいわけの水面使用料は、キロリッター当たり四百円といつたしまして、十隻の場合には年間十億円程度になるかと思ひます。

それから、海洋汚染が生じた場合の補償でございますが、これは第一的には油濁損害賠償保障法に基づきまして、事故船の船舶の所有者が無過失責任により油濁損害を賠償することになっております。ただ、これで十分でない場合に、追加補償を行うために、国際的にCRISTAL協定に基づき補償措置があるわけでございます。現在石油開発公団がこの追加補償ができるようにこのCRISTALに加入するための準備、検討を進めておる、こういう段階でございます。ただいま申し上げたようなことを前提といたしまして、地元の関係漁協と話し合いを進めるということになるかと思ひます。

○長田委員 それでは、時間が参つておるから、最後に御尋ねいたします。タンカー備蓄の安全対策はどうなつておるか、この点非常に心配をされておるわけでありまして、この点についてお尋ねをいたします。

次に、備蓄原油について、どのような品質の原油を備蓄をするかということが問題だと思つておる。石油業界と通産省との見解が何か違つておる。石油に実は私は受け取つておりますけれども、この二点についてお尋ねをいたします。

○橋本(利)政府委員 まず、タンカー備蓄の安全対策でございますが、御承知のように、現在各種の海上保安法規があるわけでございます。これに加えて、具体的な地点ごとに安全性をさらに確保するために、現在日本海難防止協会に委託いたしまして所要の技術調査をお願いいたしておるわけでございます。その中身といたしましては、たとえば横濱の場合、その湾内でどのような地点に具体的にいかりをおろせばいいかといった具体的な地点の決定のための基準だとか、あるいは船につきましての管理体制、一船ごとの管理の問題

と集団をなした場合の管理体制、あるいは環境保全のための対応といったようなものにつきましていろいろと検討をお願いいたしておるわけでございますが、こういった一般法規に加えて特段の安全防災対策を講ずることによつてタンカー備蓄そのものを円滑に推進したいと考えております。

それから、二番目の備蓄原油の対象としての油でございますが、昨年の八月に総合エネルギー調査会の石油部会で中間取りまとめを行つております。この中で、公団備蓄の機能を自主開発原油、GG原油等のいわゆる政策原油の安定引き取りに活用すべきである、かような提言を行つております。対象とする原油につきましては、ただいま申し上げましたような政策的な要請とあわせまして、石油の需給情勢あるいは市場動向あるいはタンカー備蓄用の原油としての妥当性、たとえば流動点が非常に高いと中で固まつてしまふもので、そういったものも含めまして備蓄用原油として適するかどうかといったようなこともあわせて検討してまいりたいと思ひます。

ただいま、石油業界が若干私たちと意見を異にしているというふうな御指摘がございましたが、それは一つには、現在石油の需給が非常に緩慢になつておる、あるいは政策原油の中には重質油あるいはサルファの多い油などがあつて、業界で引き取る場合に支障を来すのじゃなからうかといったようなところを懸念しているのじゃなからうかと思ひますが、そういった点につきましてもただいま申し上げましたような点を考慮し、あらかじめ引き取りといったことも考慮して対応していく必要があるかと思ひますが、特段にその見解が分かれたまま収拾がつかないといったような問題ではございません。

○長田委員 以上で終わります。

○中島(通)委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

特定機械情報産業振興臨時措置法案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存しますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中島(源)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

参考人の人選、出席日時等については、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中島(源)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る二十五日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会

特定機械情報産業振興臨時措置法案

特定機械情報産業振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定機械情報産業について、生産技術の向上、生産の合理化等を促進することにより、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与し、あわせて国民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子機器」とは、電子管、半導体素子その他これらに類似する部品を使用することにより電子の運動の特性を応用する機械器具並びに主としてこれに使用される部品及び材料をいう。

2 この法律において「機械」とは、機械器具(電子機器であるものを除く。)及び主としてこれに使用される部品(部品の半製品を含む。以下同じ。)をいう。

3 この法律において「プログラム」とは、情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項のプログラムを

いう。

(高度化計画)

第三条 主務大臣は、次に掲げる事業(以下「特定機械情報産業」という。)について、その高度化に関する計画(以下「高度化計画」という。)を定めなければならない。

一 電子機器を製造する事業のうち、次に掲げるもの

イ 我が国において生産技術が確立されていない電子機器のうち、生産技術に関する試験研究(試作を含む。次項第四号を除き、以下同じ。)を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業

ロ 我が国において工業生産が行われていないか又は生産数量が著しく少ない電子機器のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業

ハ 性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器であつて政令で定めるものを製造する事業

二 機械を製造する事業のうち、次に掲げるもの

イ 危害の防止、生活環境の保全、資源の利用の合理化又は機械を製造する事業の基盤の強化(以下「危害の防止等」という。)に資するため、生産技術に関する試験研究を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業

ロ 危害の防止等に資するため、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要がある機械(電子計算機その他の電子機器と組み合わせた機械(部品を除く。))であつて、当該電子機器と組み合わせることにより著しく高い性能を有することとなつたものに限る。)であつて政令で定めるものを製造する事業

ハ 危害の防止等に資するため、性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業

質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業

三 ソフトウェア業(他人の需要に応じてプログラムを作成する事業をいい、一の事業分野に属する事業を営む者の需要に専ら応じて当該一の事業分野における情報処理を目的とするプログラムを主として作成する事業を除く。以下同じ。)

2 高度化計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号イの事業及び同項第二号イの事業にあつては、イの事項及び必要に応じロ又はハの事項であつて生産技術の確立を促進する上での基本となるべきもの

イ 試験研究の内容及びその完成の目標年度試験研究に必要な資金に関する事項

ロ その他試験研究の促進に関する重要事項

二 前項第一号ロの事業及び同項第二号ロの事業にあつては、イの事項及び必要に応じロからニまでの事項であつて工業生産の開始又は生産数量の増加を促進する上での基本となるべきもの

イ 工業生産の開始の目標年度又は計画目標年度における生産数量

ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量

ハ 工業生産の開始又は生産数量の増加に必要な資金に関する事項

ニ その他工業生産の開始又は生産数量の増加の促進に関する重要事項

三 前項第一号ハの事業及び同項第二号ハの事業にあつては、イの事項及び必要に応じロからホまでの事項であつて生産の合理化を促進する上での基本となるべきもの

イ 計画目標年度における性能又は品質、生産費その他合理化の目標

ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量

ハ 適正な生産の規模又は事業の共同化若しくは生産すべき品種の専門化に関する事項

ニ 合理化に必要な資金に関する事項

ホ その他合理化の促進に関する重要事項

四 前項第三号の事業にあつては、イ及びロの事項並びに必要に応じハからホまでの事項(主として一の事業分野における情報処理を目的とするプログラムの作成のみに係るものを除く。)であつてプログラムの作成に関する技術の向上及び合理化を促進する上での基本となるべきもの

イ 計画目標年度におけるプログラムの作成に関する試験研究の目標その他技術の向上の目標

ロ 計画目標年度におけるプログラム作成費その他合理化の目標

ハ 事業の共同化に関する事項

ニ 技術の向上又は合理化に必要な資金に関する事項

ホ その他技術の向上又は合理化の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、高度化計画を定めるに際しては、特定機械情報産業相互の関連に留意し、当該高度化計画に係る特定機械情報産業及びこれと密接な関連を有する他の特定機械情報産業の振興が効果的に図られるよう必要な配慮を払ふものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により高度化計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(計画の変更)

第四条 主務大臣は、特定機械情報産業に関する技術の著しい進歩又は生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、高度化計画を変更しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第五条 政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保に努めるものとする。

(共同行為の実施に関する指示)

第六条 主務大臣は、第三条第一項第一号の事業又は同項第二号の事業（以下「合理化関係事業」という。）に関して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、規格の制限又は技術の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、合理化関係事業のうち、生産の合理化を促進しなければ国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるものに関して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するためやむを得ない必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、品種の制限（規格の制限を除く。）又は生産施設の利用に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてしては第三条第一項第一号の政令で定める電子機器又は同項第二号の政令で定める機械（以下「合理化関係機器」という。）の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係機器を部品又は材料として使用して電子機器又は機械を製造する事業（合理化関係事業を除く。以下同じ。）を営む者に対し、その使用する合理化関係機器の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、その合理化関係機器を部品又は材料として使用して電子機器又は機械を製造する事業の合理化に資すると認められないときは、この限りでない。

4 前三項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

（共同行為の内容）

第七条 前条第一項から第三項までに規定する共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度を超えないこと。
二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
三 不当に差別的でないこと。

（共同行為の指示の変更等）
第八条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

2 第六条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（共同行為の届出）

第九条 第六条第一項から第三項までの規定による指示（前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（規格の制限に関する命令）

第十条 主務大臣は、第六条第一項の規定により規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示した場合において、次の各号に該当するときは、当該指示に係る合理化関係事業を営む者に対し、当該指示の内容に従つて合理化関係機器の規格を制限すべきことを主務省令で命ずることができる。

一 当該指示に従つて共同行為を実施している者の当該合理化関係機器の生産額が当該合理化関係機器の総生産額に対し相当の比率を占めているとき。

二 当該指示に係る合理化関係事業を営む者であつて共同行為を実施していないものの事業活動が当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するのに著しく障害となつてるとき。

三 第六条第三項の規定による指示によつて

は、当該合理化関係機器の規格の制限をすることができないか又は著しく困難であるとき。

四 第二号に規定する状態が継続することが当該合理化関係事業の生産方式の改善に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第六条第一項から第三項までの規定による指示に従つて共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第十二条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示又は第十条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 主務大臣は、第九条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

（勧告）

第十三条 主務大臣は、合理化関係事業又はソフトウェアを営む者が当該事業に係る高度化計画に定めるところに従つて事業の共同化（合理化関係事業にあつては、事業の共同化又は生産すべき品種の専門化。以下「事業共同化等」という。）を実施していると認められ、かつ、その事業共同化等を実施している者の当該合理化関係機器又はプログラムの生産額が当該事業を営む者の当該合理化関係機器又はプログラムの総生産額に対し相当の比率を占めている場合において、その事業共同化等を実施している者以外

の者が大規模な当該事業の開始又は当該事業の大規模な拡大をすることがその事業共同化等の実施に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に対し、その事業共同化等に参加し、又は事業の開始の時期、事業の拡大の時期若しくは事業の規模を変更すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

（税制上の措置）

第十四条 国は、第三条第一項第一号の政令で定める電子機器（電子計算機その他の電子機器と組み合わせた電子機器（部品及び材料を除く。）であつて、当該電子機器を組み合わせたことにより著しく高い性能を有することとなつたものに限り。）又は同項第二号の政令で定める機械のうち、その普及を特に促進する必要があるものに関して、当該電子機器又は機械を使用する者に対し、税制上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（審議会への諮問等）

第十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、航空機・機械工業審議会に諮問しなければならない。

一 第三条第一項第一号イ、ロ若しくはハ又は同項第二号イ、ロ若しくはハの政令の制定又は改訂の立案をしようとするとき。

二 第三条第一項の規定により高度化計画を定め、又は第四条第一項の規定により高度化計画を変更しようとするとき。

三 第六条第一項から第三項までの規定による指示、第十条の規定による命令又は第十三条第一項の規定による勧告をしようとするとき。

き。
2 主務大臣は、前項第二号に掲げる場合において、その高度化計画がソフトウェア業に係るものであるときは、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

(報告の徴収)

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機械情報産業を営む者又は合理化関係機器を部品若しくは材料として使用して電子機器若しくは機械を製造する事業を営む者に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(主務大臣)

第十七条 この法律における主務大臣は、第三条第一項第一号イ、ロ又はハの政令で定める電子機器を製造する事業及びソフトウェア業に關する事項については通商産業大臣とし、同項第二号イ、ロ又はハの政令で定める機械を製造する事業に關する事項については当該機械の生産を所掌する大臣とする。

(罰則)

第十八条 第十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、

(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(中小企業信用保険法の一部改正)

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第十七号)」を「特定機械情報産業振興臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)」に、「同法第三条第一項第一号ロ」を「同法第三条第一項第二号ハ」に改める。

理 由

最近における機械工業及びソフトウェア業をめぐり、経済的社会的諸条件の変化にかんがみ、特定機械情報産業について、高度化計画を策定し、及び生産技術の向上、生産の合理化等の計画的な促進のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

通商産業省設置法第二十二條第一項の規定により鶴岡繊維製品検査所の出張所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

名 称	位 置
鶴岡繊維製品検査所	札幌市
出張所	

理 由

繊維製品の検査体制等の充実を図ることにより、消費者保護行政を強化するため、北海道に鶴岡繊維製品検査所の出張所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律案
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「温度」の下に「物質質量」を、「電気抵抗」の下に「電気のコンドクタンス」を加え、「照射線量、騒音レベル」を「照射線量、吸収線量、騒音レベル」に、「力率、吸収線量」を「力率」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「温度」の下に「物質質量」を加え、同条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 物質質量の計量単位は、モルとする。

モルは、 0.001 キログラムの炭素 12 の中に存在する原子の数と等しい数の要素粒子又は要素粒子の集合体(組成が明確にされ、たものに限る)で構成された系の物質質量とし、要素粒子又は要素粒子の集合体を特定して使用する。

第五条各号列記以外の部分中「電気抵抗」の下に「電気のコンドクタンス」を、「照射線量」の下に「吸収線量」を加え、同条第六号中「ニュートン毎平方メートル」の下に「又はバスカル」を加え、「ニュートン毎平方メートル又はバスカル」を「ニュートン毎平方メートル又はバスカル」に改め、同条第十六号中「ニュートン毎平方メートル」の下に「又はバスカル秒」を加え、「速度、配」を「速度、配」に改め、同条第十九号中「モル濃度」を「モル毎平方メートル」に、「 1000 グラム分子」を「 1 モル」に、「表わした」を「表した」に、「表わされる」を「表される」に改め、同条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 電気のコンドクタンスの計量単位は、ジーメンズとする。

ジーメンズは、一アンペアの電流が流れる導体の二点間の電圧が一ボルトであるときに、その二点間の電気のコンドクタンスをいう。

第五條第四十一号中「壊変毎秒」の下に「又はベクレル」を加え、同條第四十三号中「レントゲン」を「クロン毎キログラム」に、「 100 分の二・五八クロン」を「 1 クロン」に改め、同號の次に次の一号を加える。

四十三の二 吸収線量の計量単位は、グレイとする。

グレイは、電離性放射線の照射により物質一キログラムにつき一ジュールのエネルギーが与えられるときの吸収線量をいう。

第六條第一項第十一号中「ニュートン毎平方メートル」の下に「又はバスカル」を加え、「 1000 ニュートン毎平方メートル又はバスカル」を「 1000 ニュートン毎平方メートル又はバスカル」に改め、同項第二十号中「ニュートン毎平方メートル」の下に「又はバスカル秒」を加え、同項第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三の次に次の一号を加える。

二十二の四 前條第十九號のモル毎平方メートルの補助計量単位は、モル毎リットルとする。

モル毎リットルは、溶液一リットル中に溶質一モルを含有する溶液の濃度をいう。

第六條第一項第三十号中「壊変毎秒」の下に「又はベクレル」を加え、「三七、 1000 、 10000 壊変毎秒」を「壊変毎秒又はベクレルの三七、 1000 、 10000 倍」に改め、同項に次の二號を加える。

三十二 前條第四十三號のクロン毎キログラムの補助計量単位は、レントゲンとする。

レントゲンは、クロン毎キログラムの 1000 分の二・五八をいう。

三十三 前條第四十三號の二のグレイの補助計

量単位は、ラドとする。

ラドは、グレイの二〇〇分の一をいう。

第九条中「力率、吸収線量」を「力率」に改める。

第十二条中「第三条第六号」を「第三条第七号」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 速さ計（政令で定めるものを除く。）

第十二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 流量計（政令で定めるものを除く。）

別表中「別表」を別表（第二百二十二条関係）に改め、同表第一号中「二〇、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、同表第二号中「二〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表第三号中「二〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表第四号中「五、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表第五号中「四、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に改め、同表第六号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第七号中「二、〇〇〇」を「三、〇〇〇」に改め、同表第八号中「五、〇〇〇」を「一、五〇〇」に改め、同表第十号中「四、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に改め、同表第十一号中「八〇〇」を「九〇〇」に改め、同表第十二号中「八〇〇」を「一三〇、〇〇〇」に改め、同表第十六号中「四、〇〇〇」を「六五、〇〇〇」に改め、同表第十七号（一）中「五、〇〇〇」を「八八、〇〇〇」に改める。

別表第十七号（五）中「一〇〇、〇〇〇」を「一、〇〇〇、〇〇〇」に改め、同号（六）を次のように改める。

（六）速さ計
イ 機械式回転型速さ計又は電気式回転型速さ計
一〇〇、〇〇〇
ロ その他の速さ計
一、一〇〇、〇〇〇

別表第十七号中（四）を（三）とし、（三）を（四）とし、（四）を（五）とし、（五）を（六）とし、（六）を（七）とし、（七）を（八）とし、（八）を（九）とし、（九）を（一〇）とし、（一〇）を（一一）の次に次のように加える。

（九）流量計
一、一〇〇、〇〇〇

（六）速さ計
イ 機械式回転型速さ計又は電気式回転型速さ計
一〇〇、〇〇〇
ロ その他の速さ計
一、一〇〇、〇〇〇

別表第十八号（一）中「五〇〇」を「七〇〇」に改め、同号（四）中「一、〇〇〇」を「一、三〇〇」に改める。

別表第十八号（五）中「五〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同号（六）を次のように改める。

（六）速さ計
イ 機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計
五〇〇
ロ その他の速さ計
二二〇、〇〇〇

別表第十八号中（四）を（三）とし、（三）を（四）とし、（四）を（五）とし、（五）を（六）とし、（六）を（七）とし、（七）を（八）とし、（八）を（九）とし、（九）を（一〇）とし、（一〇）を（一一）の次に次のように加える。

（九）流量計
一 二二〇、〇〇〇
別表第二十号中「一五〇、〇〇〇」を「一七〇、〇〇〇」に改める。

別表第二十二号（五）中「六〇、〇〇〇」を「五一〇、〇〇〇」に改め、同号（六）を次のように改める。

（六）速さ計
イ 機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計
六〇〇
ロ その他の速さ計
五一〇、〇〇〇

別表第二十二号中（四）を（三）とし、（三）を（四）とし、（四）を（五）とし、（五）を（六）とし、（六）を（七）とし、（七）を（八）とし、（八）を（九）とし、（九）を（一〇）とし、（一〇）を（一一）の次に次のように加える。

（九）流量計
一 五一〇、〇〇〇
別表第二十三号（五）中「六〇、〇〇〇」を「五一〇、〇〇〇」に改め、同号（六）を次のように改める。

（六）速さ基準器
イ 基準回転計
三〇〇、〇〇〇
ロ その他の速さ基準器
五一〇、〇〇〇

別表第二十三号中（四）を（三）とし、（三）を（四）とし、（四）を（五）とし、（五）を（六）とし、（六）を（七）とし、（七）を（八）とし、（八）を（九）とし、（九）を（一〇）とし、（一〇）を（一一）の次に次のように加える。

（九）流量基準器
一 五一〇、〇〇〇

附則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、別表中「別表」を「別表（第二百二十二条関係）」に改める改正規定、同表第一号から第八号まで、第十号、第十二号、第十五号、第十六号、第十七号（一）並びに第十八号（一）及び（四）の改正規定、同号（二）の改正規定中「二、〇〇〇」を「二、三〇〇」に改める部分、同表第二十号の改正規定並びに同表第二十三号（四）の改正規定中「一〇、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に改める部分は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この法律の施行の際現に次に掲げる計量器の製造の事業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六月間は、第十三条の登録を受けなくても、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

一 改正後の第十二条第六号に掲げる速さ計（改正前の同号に掲げる機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計を除く。）
二 改正後の第十二条第八号の二に掲げる流量計

3 この法律の施行の際現に前項各号に掲げる計量器の修理の事業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六月間は、第三十一条の登録を受けなくても、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分をした場合において、登録又は登録の拒否の処分

があるまでの間も、同様とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（工業技術院設置法の一部改正）

5 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
第三条第三号中「レントゲン」を「クローム毎キログラム」に、「行なり」を「行う」に改める。

理由
国際度量衡総会の決議等に従い、計量単位について所要の追加及び改正を行うとともに、最近における計量の安全の確保に関する要請にかんがみ、速さ計及び流量計について計量器の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。